

平成22年度行政監査

「各種基本計画等について」結果報告書

三重県監査委員

平成 22 年度行政監査「各種基本計画等について」

目次

第1 監査のテーマ及び選定理由	1	□□□
1 監査のテーマ	1	□□□
2 選定理由	1	□□□
第2 監査の概要		
1 監査対象計画及び対象機関	1	□□□
2 監査実施時期	2	□□□
3 監査対象年度	2	□□□
4 監査実施方法	2	□□□
5 監査の着眼点	2	□□□
第3 監査対象計画の状況		
1 計画の概要	4	□□□
2 計画策定段階の状況	5	□□□
3 計画の内容	7	□□□
4 計画推進段階の状況	8	□□□
第4 監査の結果		
1 総括意見	11	□□□
2 着眼点別の意見及び状況	13	□□□
第5 計画別の意見及び状況	30	□□□
第6 三重県の計画の状況		
1 計画の概要	63	□□□
2 計画策定段階の状況	66	□□□
3 計画の内容	68	□□□
4 計画推進段階の状況	69	□□□
(参考)「各種基本計画等」の一覧表	73	□□□

平成 22 年度行政監査「各種基本計画等について」結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査について、その結果を次のとおり提出します。

平成23年2月25日

三重県監査委員 植田十志夫

三重県監査委員 中森 博文

三重県監査委員 北川 裕之

三重県監査委員 田中 正孝

第 1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

各種基本計画等について

2 選定理由

県では、特定分野の課題、総合行政の観点から組織横断的に取り組むべき課題等に対応するため、さまざまな計画を策定し、取組を推進している。

計画の実効性を確保し、着実に推進していくためには、県民の多様な意見を反映させた計画づくりを行うとともに、関係機関が連携・協力して取組を進め、目標の達成状況をふまえた検証改善を行うなど適切な進行管理を行う必要がある。

このため、各種基本計画等における策定・推進体制や関係機関との連携、情報提供等の状況について監査を行い、今後の新たな計画の策定及び計画の着実な推進に資することを目的に、行政監査のテーマとして「各種基本計画等について」を選定した。

第 2 監査の概要

1 監査対象計画及び対象機関

各部局に対し計画の策定等の状況を調査^{注1}し、提出された調査票により把握した 79 計画の中から、同種の計画及び特定の部局に偏らないよう、次の基準により 10 計画(別表)を選定した。また、監査対象機関は、当該計画を所管する 7 部局 10 室とした。

[基準]

- (1) 計画策定から一定期間が経過しており、当該計画の進捗状況を把握できるもの
ただし、計画終期が 22 年度のもので、現在、次期計画策定作業を行っているものは除く。
- (2) 部局横断的に進める必要のあるものや、市町・関係機関と連携して進める必要のあるもの
- (3) 県民生活に直接的影響があり県民の関心が高いもの
- (4) 施設整備等に関する計画でないもの

(別表)

計 画 名	計画期間	策定根拠	担当部局
① 三重県権限移譲推進方針	17年度～ 23年度	—	政策部市町行財政室
② 三重県消防広域化推進計画	19年度～	消防組織法	防災危機管理部消防 ・保安室
③ 三重県がん対策戦略プラン改訂版	20年度～ 24年度	がん対策基本法	健康福祉部健康づくり室
④ みえ障がい者福祉プラン・第2期計画(三重県障害者プラン第五次計画、三重県障害福祉計画第二期計画)	21年度～ 23年度	障害者基本法 障害者自立支援法	健康福祉部障害福祉室
⑤ ごみゼロ社会実現プラン	17年度～ 37年度	ごみゼロ社会実現に向けた基本方針	環境森林部ごみゼロ推進室
⑥ 三重の森林づくり基本計画	18年度～ 37年度	三重の森林づくり条例	環境森林部森林・林業経営室
⑦ みえの安全・安心農業生産推進方針	21年度～ 25年度	有機農業の推進に関する法律(一部)	農水商工部農産物安全室
⑧ 三重県観光振興プラン	16年度～ 25年度	—	農水商工部観光局観光・交流室
⑨ 三重県住生活基本計画	18年度～ 27年度	住生活基本法	県土整備部住宅室
⑩ 県立高等学校再編活性化第三次実施計画	20年度～ 23年度	県立高等学校再編活性化基本計画	教育委員会事務局教育改革室

2 監査実施時期

平成22年11月から23年2月までの間に実施した。

3 監査対象年度

対象計画の策定に着手した年度から平成22年9月までを対象とした。

4 監査実施方法

選定した「各種基本計画等」について、事前に各監査対象機関に対し監査調書の提出を求め把握するとともに、実地調査等の結果をふまえ監査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 計画の策定

- ① 策定体制は適切か。
- ② 関係部局との連携は十分とられているか。
- ③ 県民からの意見聴取等を適切に行っているか。

(2) 計画の内容

- ① 各主体の役割や計画推進のしくみが明確になっているか。
- ② 県総合計画・第二次戦略計画や他計画と整合性がとれているか。
- ③ 内容をわかりやすく具体的に示しているか。
- ④ 目標設定は適切か。

(3) 計画の推進

- ①推進体制が構築され、適切に運営されているか。
- ②進行管理、評価の方法は適切か。
- ③計画の見直し等は適切に行っているか。
- ④県民等への情報提供は適切に行っているか。

注1)

計画期間に平成 21 年度を含み、下記に該当するものについて、各部局に対し計画の策定等の状況調査を実施したところ、79 計画を把握した。(参考)「各種基本計画等」の一覧表(P73)を参照

- ① ㉑目的に即した目標、または㉒目的実現のために実施する施策や取組事項が示されているものであり、㉓単に方針や方向性のみを示したものは除く。
ただし、㉓に該当するものでも、その下に㉑または㉒のいずれかが含まれた実施計画等がある場合は、その実施計画とともに一体の計画として対象とする。
- ② 県が主体となって策定したもの
- ③ 計画期間が2年以上のもの

なお、名称が「〇〇計画」以外のものであっても、①～③でいう内容のものであれば対象とした。

ただし、上記により対象となる計画であっても、以下のものは除外する。

- ア 地域版のものや特定箇所に関するもの(ただし、特定のエリアに限定したものでも、その計画自体が県の施策であるものは対象とする。)
- イ 施設整備等の施工計画
- ウ 特定の事象発生時に利用する行動計画(マニュアル)が主な内容となっているもの

第3 監査対象計画の状況

1 計画の概要

記述中、「重複あり」ではない表については、P2 別表の計画番号を○付数字で表示しています。

(1) 策定根拠

10 計画を策定根拠別に整理すると、法律等の根拠によって策定したものが4 計画(「②三重県消防広域化推進計画」等)、県独自の判断で策定したものが6 計画であった。県独自の判断により策定した6 計画のうち、条例に基づくものが1 計画(「⑥三重の森林づくり基本計画」)、その他、方針等に基づくものが5 計画(「⑤ごみゼロ社会実現プラン」等)であった。

(表 A) 策定根拠

計画数	国の法令・指針等によるもの		県独自のもの	
	法律・政令等	指針等	条例	その他
10	4 計画 (②、③、④、⑨)	0 計画	1 計画 (⑥)	5 計画 (①、⑤、⑦、⑧、⑩)

(2) 計画期間の状況

10 計画を計画期間別に整理すると、2 年～3 年のものが1 計画(「④みえ障がい者福祉プラン・第2 期計画」)、3 年超～5 年以下のものが3 計画(「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」等)、5 年超～10 年以下のものが3 計画(「①三重県権限移譲推進方針」等)、10 年超のものが2 計画(「⑤ごみゼロ社会実現プラン」等)、計画期間(終期)が示されていないものが1 計画(「②三重県消防広域化推進計画」)であった。

(表 B) 計画期間の状況

計画数	2 年～3 年	3 年超～5 年 以下	5 年超～10 年 以下	10 年超	計画期間が示さ れていないもの
10	1 計画 (④)	3 計画 (③、⑦、⑩)	3 計画 (①、⑧、⑨)	2 計画 (⑤、⑥)	1 計画 (②)

(3) 計画対象

10 計画を計画の趣旨や目的から整理すると、直接県民等を対象とした計画が7 計画(「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」等)、県や市町等の行政の組織や事務に関する計画が3 計画(「①三重県権限移譲推進方針」等)であった。

以下、計画が直接県民等を対象としたものを「外部対象計画」と、計画の趣旨や目的が、県や市町等の行政の組織や事務に関するものを「行政組織内計画」と区別することとする。

なお、監査対象10 計画には該当がなかったが、上記の他、県行政内部の組織や事務に関する「県組織内計画」がある。

(表 C) 計画対象の状況

計画数	外部対象計画	行政組織内計画	県組織内計画
10	7 計画 (③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨)	3 計画 (①、②、⑩)	0 計画

2 計画策定段階の状況

(1) 現状、課題、ニーズの把握方法等

10 計画の計画策定段階における現状、課題、ニーズ等の把握については、すべての計画で統計資料による現状等の把握がされており、外部対象計画では、必要に応じアンケート調査等も行われていた。一方、行政組織内計画では、市町からの意見聴取等による把握を行っていた。

また、策定段階で計画案策定のための資料として、コンサルタントに対し実態調査、課題分析等の業務委託を行っている計画が4計画（「①三重県権限移譲推進方針」、「②三重県消防広域化推進計画」、「⑧三重県観光振興プラン」、「⑨三重県住生活基本計画」）あった。

(表D) 計画対象別—現状、課題及びニーズの把握状況（重複あり）（単位：計画数）

計画対象	計画数	統計・資料	アンケート・調査	県民から聴取	市町から聴取	学識経験者から聴取	関係団体から聴取	前計画の成果・課題
外部対象計画	7	7	6	6	6	6	6	5
行政組織内計画	3	3	2	2	3	2	2	1
計	10	10	8	8	9	8	8	6

(2) 計画策定体制

10 計画の策定体制を見ると、すべての計画で庁外組織を含めて検討を行っており、内訳は、条例設置の審議会等が3計画、それ以外の任意の委員会等が7計画であった。

委員会等のメンバー構成の状況は、すべてに学識経験者が入っていたほか、県民、関係団体、市町等が必要に応じ参画していた。

なお、「⑥三重の森林づくり基本計画」は、「三重の森林づくり条例」に基づき、議会の議決を経て策定されていた。

(表E) 計画対象別—計画策定体制の状況

計画対象	計画数	審議会、委員会等庁外組織を含め策定	
		条例設置	任意設置
外部対象計画	7	3計画 (③、④、⑥)	4計画 (⑤、⑦、⑧、⑨)
行政組織内計画	3	0計画	3計画 (①、②、⑩)
計	10	3	7

(表F) 計画対象別—委員会等のメンバー構成の状況（重複あり、県職員除く）（単位：計画数）

計画対象	計画数	県民	企業	NPO等 ^{※1}	関係団体等 ^{※2}	国	市町	学識経験者
外部対象計画	7	5	4	4	6	2	6	7
行政組織内計画	3	2	1	0	2	0	3	3
計	10	7	5	4	8	2	9	10

※1 NPO等：「特定非営利活動推進法」に基づき設置された団体・法人の他、非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体等の民間非営利組織をいう。

※2 関係団体等：NPO等^{※1}以外の任意に設置された協議会、事業実施のために組織された団体等の任意団体の他、商工会、森林組合等法令等に基づいて設置された団体等をいう。

庁内関係部局との調整については、当該計画の他部局との関連性をふまえ、6計画（「①三重

県権限移譲推進方針」等)で検討会議等を実施していたほか、意見照会・協議等の実施により行っているものがあった。

(表 G) 計画対象別一庁内の計画検討体制の状況 (単位：計画数)

計画対象	計画数	関係部局との会議開催	関係部局への意見照会及び協議等	関係部局への意見照会による調整
外部対象計画	7	5計画 (④、⑤、⑥、⑦、⑧)	1計画 (③)	1計画 (⑨)
行政組織内計画	3	1計画 (①)	2計画 (②、⑩)	0計画
計	10	6	3	1

(3) 県民からの意見聴取・情報提供等

10計画の策定段階における県民からの意見聴取の取組を見ると、パブリックコメント^{※3}をすべての計画で実施していたほか、意見交換会を行っていたもの(「⑤ごみゼロ社会実現プラン」他4計画)等があった。

また、県ホームページですべての計画が情報提供されていたほか、報道機関への資料提供(「④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」他6計画)等さまざまな手法による情報提供を行っていた。

※3 パブリックコメント：県の施策に関する基本的な計画を策定する過程において、その計画等の案及びその他の資料を県民に公表し、これらに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、主な意見について県の考え方を公表する手続きをいう。

(表 H) 計画対象別一県民からの意見聴取・情報提供等(重複あり) (単位：計画数)

計画対象	計画数	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供				
					報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ
外部対象計画	7	5	4	7	6	1	1	2	7
行政組織内計画	3	2	1	3	1	1	0	1	3
計	10	7	5	10	7	2	1	3	10

3 計画の内容

(1) 計画の記載内容

10 計画の記載内容を見ると、計画の対象により必要性が異なるが、『具体的取組』をはじめ『目標』、『推進主体』^{※4}については概ね網羅されている。また、『推進組織』^{※5}や『進行管理』等については半数程度の計画で記載されている。

※4 推進主体: 計画中に掲げられた取組を実施していく中で役割を与えられている主体をいう。

※5 推進組織: 各推進主体が計画にどのように関わり、また、計画をどのように進めていくかを協議し調整することにより、計画に掲げられた取組を主体的に推進する役割を担う組織をいう。

(表 I) 計画対象別—計画記載内容 (重複あり)

(単位: 計画数)

計画対象	計画数	目標	推進主体	推進体制・組織	県民参画	具体的取組
外部対象計画	7	7	6	5	5	7
行政組織内計画	3	2	1	1	1	3
計	10	9	7	6	6	10

計画対象	計画数	スケジュール	進行管理	評価の方法	計画見直し	策定組織等
外部対象計画	7	1	5	5	4	3
行政組織内計画	3	1	0	0	1	0
計	10	2	5	5	5	3

(2) 目標の設定

10 計画の目標の設定状況を見ると、数値目標や、数値目標以外の目標(達成時期と具体的な取組を明示した目標等)を9計画で設定している。「①三重県権限移譲推進方針」では目標の設定がされていない。

数値目標を設定している7計画(すべて外部対象計画)の状況は、毎年度設定が1計画、中間時点及び最終年度の設定が2計画、最終年度のみ設定が2計画、その他中間時点までの設定等が2計画になっている。

(表 J) 計画対象別—数値目標の設定状況

(単位: 計画数)

計画対象	数値目標 設定計画	毎年度設定	中間時点及び 最終年度	最終年度のみ	その他
外部対象計画	7	1計画 (④)	2計画 (⑤、⑥)	2計画 (③、⑦)	2計画 (⑧、⑨)
計	7	1	2	2	2

4 計画推進段階の状況

(1) 計画推進体制

10計画の推進主体は、県、県民の他、関係団体、市町等であった。

外部対象計画では、県、県民の他、関係団体、市町等計画の取組に必要なものが主体になっており、行政組織内計画では、県と市町が主体になっていた。

(表 K) 計画対象別—計画に関する推進主体の状況 (重複あり) (単位: 計画数)

計画対象	計画数	県民	企業・関係機関等					県
			企業	NPO等	関係団体等	国	市町	
外部対象計画	7	7	7	5	6	1	6	7
行政組織内計画	3	0	0	0	0	0	3	3
計	10	7	7	5	6	1	9	10

計画の推進にあたり、庁外組織で対応しているものが6計画(「①三重県権限移譲推進方針」等)、部局横断組織のみで対応しているものが2計画(「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」等)、所管部局のみで対応しているものが2計画(「②三重県消防広域化推進計画」等)であった。

(表 L) 計画対象別—推進組織の状況

計画対象	計画数	所管部局のみで推進	部局横断組織のみで推進	委員会等設置 (県職員以外のメンバー含む)	
				県と市町のみ	県、市町、関係機関等
外部対象計画	7	1計画 (⑥)	2計画 (⑦、⑧)	1計画 (⑨)	3計画 (③、④、⑤)
行政組織内計画	3	1計画 (②)	0計画	1計画 (①)	1計画 (⑩)
計	10	2	2	2	4

(表 M) 計画対象別—委員会等設置の状況とメンバー構成(重複あり、県職員除く) (単位: 計画数)

計画対象	計画数	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
外部対象計画	4	3	2	3	3	0	4	3
行政組織内計画	2	1	1	0	1	0	2	1
委員会等設置計画	6	4	3	3	4	0	6	4

(2) 進行管理・評価

10計画の進行管理の状況を見ると、毎年度進行管理を行っているものが9計画(「①三重県権限移譲推進方針」等)、随時行っているものが1計画(「②三重県消防広域化推進計画」)である。

進行管理の内容は、『目標』については、設定した9計画すべてで実施されており、残る1計画(「①三重県権限移譲推進方針」)についても県総合計画の実施計画である「県民しあわせプラン・第2次戦略計画」の進行管理で実施している。

(表N) 計画期間別—進行管理の実施状況

計画期間	計画数	毎年度	随時
2年～3年以下	1	1計画 (④)	0計画
3年超～5年以下	3	3計画 (③、⑦、⑩)	0計画
5年超～10年以下	3	3計画 (①、⑧、⑨)	0計画
10年超	2	2計画 (⑤、⑥)	0計画
計画期間が示されていないもの	1	0計画	1計画 (②)
計	10	9	1

(表O) 計画期間別—進行管理の内容(重複あり)

(単位：計画数)

計画期間	計画数	目 標		各主体の取組状況
		数値目標	数値以外の目標	
2年～3年以下	1	1	0	1
3年超～5年以下	3	2	2	3
5年超～10年以下	3	2	0	3
10年超	2	2	0	2
計画期間が示されていないもの	1	0	1	1
計	10	7	3	10

(3) 計画見直し

10計画の見直しの状況を見ると、既に見直しを行ったものが5計画(「①三重県権限移譲推進方針」等)であり、それ以外の5計画(「②三重県消防広域化推進計画」等)については、現在までに見直しを行っていない。

計画の見直しを行った5計画の見直し内容は、計画期間の延長、数値目標の追加及び目標値の変更等である。

(表P) 計画期間別—計画見直しの内容(※のみ重複あり)

(単位：計画数)

計画期間	計画数	見直し実施計画数	数値目標※	施策・事業※	期間※
2年超～3年以下	1	0	0	0	0
3年超～5年以下	3	(③)1	1	0	0
5年超～10年以下	3	(①、⑧、⑨)3	2	1	1
10年超	2	(⑤)1	1	0	0
計画期間が示されていないもの	1	0	0	0	0
計	10	5	4	1	1

(4) 県民からの意見聴取・情報提供等

10 計画の推進段階における県民からの意見聴取・情報提供の取組については、計画書完成時に県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供等により実施されている。

推進時には、県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供等の情報提供の取組の他、意見交換会等を実施するなど意見聴取の取組についても実施されている。

(表 Q) 推進段階における県民からの意見聴取・情報提供等（重複あり） (単位：計画数)

	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供					
				報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等
計画書完成時	—	—	—	6	5	1	3	10	6
推進時	4	4	—	3	3	1	1	9	3

第4 監査の結果

1 総括意見

地方分権の進展や厳しい行財政状況の中、少子高齢化や経済のグローバル化の進展に伴い、高度化・多様化した県民の行政ニーズに対応するには、限られた資源を有効に活用し県行政の一層の推進を図る必要性が増している。

このようなことから、地域の課題やニーズを的確にとらえ、県民の意見を反映した実効性ある計画を策定するとともに、策定後は社会経済情勢の変化や状況を把握し必要な対策を講じて推進することが重要となっている。

しかしながら、監査の対象とした基本計画等については、計画策定・推進段階において県民との情報共有が十分図られていたとは言い難い事例や進行管理においてP D C Aサイクルの実践など組織的・継続的な取組が十分行われていない事例等の改善すべき事例が見受けられた。

今後、基本計画等の策定あるいは取組を展開していく場合には、今回の監査結果をふまえ、各々の計画の趣旨や特性を勘案し下記の点に留意し取り組まれない。

1. 計画の策定

- (1) 県民からの意見聴取については、計画策定組織への参画、意見交換会やパブリックコメント等、多様な機会を提供すること。

また、意見聴取の機会の周知については、県のホームページだけでなく県政だよりへの掲載等、出来る限り多くの方法で行うこと。

なお、パブリックコメントの実施に際しては、計画の趣旨や策定に至った経緯等の関係資料を添付するとともに、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」で定める適正な募集期間を確保すること。

- (2) 計画の内容が複数の県関係部局にわたる場合は、策定段階の早い時期から関係部局と検討会議を行うなど、連携を密に計画を策定すること。

2. 計画への記載内容

- (1) 記載項目については、各推進主体の役割、進行管理・評価の方法、見直し時期や数値目標等を具体的に盛り込み、計画の実効性を高めること。
- (2) 記載方法については、用語の意味や数値目標の設定根拠を明確にするなど、県民目線に立ったわかりやすい計画づくりに努めること。

3. 計画の推進

- (1) 県民からの意見聴取については、策定段階と同様に、計画推進組織への参画や意見交換会等により多様な機会を提供すること。
- (2) 県関係部局との連携については、進捗状況や課題等を確認し進行管理・評価を行い、取組の円滑かつ着実な推進に努めること。
- (3) 数値目標の達成状況に関し、目標値との乖離が大きいものについては、社会経済情勢の変化に的確に対応し取組内容の充実を図るとともに、目標値を大きく上回っているものについては、目標値の見直しについて検討すること。
- (4) 達成状況・進捗状況に関する県民への情報提供については、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」で定める公表義務情報だけでなく、公表義務情報に該当しない計画においても積極的に行い、計画の推進に向け理解・協力を促すこと。

最後に、本県が将来にわたり自立した地域として発展していくためには、すべての計画において計画の趣旨や特性をふまえ、今後の計画策定・推進方法等について再度検討を行い、県の組織が有する総合力を最大限に発揮するとともに、県民ニーズにこたえられるよう「選択と集中」を図るなどにより課題を解決し、これまで以上に県行政の効果的・効率的な運営に努めることを期待するものである。

2 着眼点別の意見及び状況

(1) 計画の策定

[意見]

○ 計画の策定に際しては、県の関係部局が連携・協力し取組を進めることにより、幅広い分野での展開が期待できるので、策定段階の早い時期から、意見交換や情報交換を行うことが重要である。また、県民のニーズを的確にとらえ、県民の意見を計画に反映させるためには、計画策定段階において計画に関する情報を公表するとともに、県民等が意見を述べるさまざまな機会を提供することが重要である。

しかしながら、計画案について所管室からの意見照会にとどまり、取組の連携方策等について議論が十分なされていなかったものや、県民からの意見聴取の機会がパブリックコメント以外に設けられていなかったものが見受けられたので、計画の趣旨や特性に留意し、県関係部局の連携強化を図るとともに県民参加の一層の促進に努められたい。

【該当する計画と内容】

・ 関係部局が多数(8 部局)あることから、計画案について所管室から関係部局への意見照会にとどまらず、検討会等を開催し取組の連携方策や目標設定等について議論を深めることが望ましいもの

「⑨三重県住生活基本計画」

・ 県民の取組指針として位置づけ、その役割も大きい計画であることから、パブリックコメント以外にも、県民からの意見聴取の機会を設けることが望ましいもの

「⑨三重県住生活基本計画」

○ 県では、パブリックコメントを県民参画の取組を進めるためのひとつの手法として位置づけ、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」を定め、制度を運用している。

しかしながら、パブリックコメントの意見募集期間が指針で目安として定める1か月程度より短い20日間であったものが見受けられたので、今後、適正な募集期間を設定されたい。

【該当する計画】

「⑤ごみゼロ社会実現プラン」

なお、パブリックコメントを実施しているものの、意見数が少ないものが見受けられたので、実施の際には、計画の趣旨、目的、策定に至った経緯等の説明を加え、関係資料も添付するなど、計画案の内容を県民にわかりやすく伝えるように工夫して周知するよう努められたい。

[状況]

1) 策定体制

計画を策定するにあたっては、現状、課題やニーズ、社会経済情勢を把握し分析するとともに、専門的な知見や当事者の意見をふまえた上で検討する必要があることから、学識経験者や関係者等で構成される委員会、審議会等において協議・検討を行うことが重要である。

監査の結果、すべての計画において、学識経験者等の外部委員を含めた委員会等を設置し、専門的な見地から幅広く意見を聴いた上で策定されていた。

個々の計画における策定体制の状況は、次のとおりであった。

- ・「⑤ごみゼロ社会実現プラン」は、外部委員を含めた「ごみゼロ社会実現プラン策定委員会」を設置し、県と協働で策定していた。
- ・「⑥三重の森林づくり基本計画」は、「三重県森林審議会」に対し計画案の諮問を行い、答申を得た上で策定していた。
- ・その他の8計画においても、委員会等での意見をふまえて計画を策定していた。

[各計画の状況はP23(4)の1)のとおり。]

2) 県関係部局との連携(庁内連携)

計画の内容が複数部局にわたる場合は、推進段階において関係部局が連携・協力し取組を進めることで、幅広い分野での展開が期待できるので、策定段階の早い時期から意見交換や情報交換を行い、関係部局が連携・協力しながら計画を策定していくことが重要である。

監査の結果、「⑨三重県住生活基本計画」は、関係部局への意見照会にとどまっており、取組の連携方策や目標設定等について、関係部局間での議論が十分なされていなかった。

なお、他の計画における庁内連携の状況は、次のとおりであった。

- ・「①三重県権限移譲推進方針」は、市町と関係部局から構成される「権限移譲検討部会」を設置し、権限移譲に伴う支援のあり方等について検討を行っていた。
- ・「②三重県消防広域化推進計画」は、所管部局における検討に加え、関係部局との協議・調整を行っていた。
- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」等3計画は、関係部局への意見照会に加え、検討会議や説明会等を実施し意見交換を行っていた。
- ・「④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」等2計画は、計画案を検討する協議会やワーキンググループへ関係部局が参加し議論・調整を行っていた。

[各計画の状況はP23(4)の2)のとおり。]

3) 県民からの意見聴取等

計画の策定段階において、透明性・公平性を確保するためには、計画に関する情報を公表し、多様な主体との情報共有を図るとともに、パブリックコメントにとどまらず、県民等が意見を述べるさまざまな機会を提供することが重要である。

監査の結果、「⑨三重県住生活基本計画」は、県民の日常生活に密接に関係するため、県民が取り組む指針として位置づけ、その役割が大きいにもかかわらず、パブリックコメント以外に県民が参加する意見交換会等の意見を述べる機会が設けられていなかった。

なお、他の計画における県民からの意見聴取の状況は、概ね次のとおりであった。

- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」は、パブリックコメントのみであったが、計画推進主体となる県民、市町や関係機関等が計画策定組織に参加し意見を述べていた。
- ・「④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」等2計画は、県民や関係団体等に説明会を実施し意見交換を行っていた。
- ・「⑤ごみゼロ社会実現プラン」等2計画は、県民との意見交換を行う懇話会等を開催するとともに、県ホームページで協議結果等を公表していた。

・「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」は、e-モニター^{※1}や小売店等でのアンケート調査により意見を求めていた。

※ e-モニター：三重県が、インターネットを活用して県民の意識傾向を把握し、県政への反映及び活用を図るためのしくみをいう。

[各計画の状況はP24(4)の3のとおり。]

4) パブリックコメントの実施

県では、パブリックコメントを、県民参画の取組を進めるためのひとつの手法として位置づけ、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」を定め、制度を運用している。

監査の結果、すべての計画において、パブリックコメントを実施しており、県ホームページ等により計画案を公表するとともに、提出された意見に対する県の考え方や意見の反映状況について公表していた。

しかし、意見募集期間について、指針においては1か月程度を目安とされていたが、「⑤ごみゼロ社会実現プラン」では、20日間となっていた。

なお、パブリックコメントの実施にあたっては、すべての計画において募集の周知に努めていたが、寄せられた意見数では、300件以上が1計画ある一方、10件未満が2計画、0件が3計画あるなど、計画間で大きな隔たりがあった。

[各計画の状況はP25(4)の4のとおり。]

(2) 計画の内容

[意見]

- 計画をより実効性のあるものとするためには、各推進主体の役割を明確にするとともに、各主体の取組における進捗状況やその成果を今後の展開につなげるための進行管理・評価の方法を明確にし、計画に記載しておくことが重要である。

しかしながら、推進主体の役割や進行管理・評価の方法について計画に定められていないものがあったので、取組の着実かつ円滑な推進に向け、今後は計画への記載に努められたい。

【該当する計画と内容】

- ・多様な主体が連携し推進していく計画であることから、推進主体の役割分担を記載しておくことが望ましいもの(2計画)
「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」、「⑧三重県観光振興プラン」
- ・計画の着実かつ円滑な推進のためには、進行管理・評価のしくみが重要であることから、計画に記載しておくことが望ましいもの(3計画)
「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」、「⑧三重県観光振興プラン」、「⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画」

- 目標は、計画がめざすべき姿を実現するために設定する指標であり、また、その達成状況を把握し、各推進主体が共有することで、計画の着実な推進が可能となることから、県民が見てわかりやすいものを設定することが重要である。

しかしながら、数値目標について、用語の意味がわかりにくいもの、設定根拠が不明確なものや計画の途中段階で実績値の把握が困難であるもの等が見受けられた。県民目線に立ったわかりやすい計画づくりの観点から、目標については、設定根拠を明確にし、わかりやすい表記を行うなど適切な設定に努められたい。

【該当する計画と内容】

- ・一部の数値目標について、用語の意味がわかりにくいものがあるので、注釈を加えるなどしてわかりやすい表現とすることが望ましいもの
「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」
- ・めざすべき姿に対し進捗状況を明らかにする上で、15項目のうち14項目の数値目標について、計画の中間時点までの設定にとどまらず、最終年度の設定をすることが望ましいもの、また、一部の数値目標について、設定根拠を明確にすることが望ましいもの
「⑨三重県住生活基本計画」
- ・一部の数値目標について、計画期間中にその実績項目が含まれるアンケート・調査が実施されていないことから実績値の把握が困難であるので、あらたな数値目標の設定を含めた検討を行うことが望ましいもの(2計画)
「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」、「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」
- ・国の指針等で明記が求められている数値目標は設定しているが、計画の着実な推進のためには、他部局所管の取組に関する数値目標についても設定することが望ましいもの
「④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」

[状況]

1) 各主体の役割の明確化

より実効性ある計画とするためには、県のみならず、関係する多様な主体が果たすべき役割を

計画に位置づけ、各主体が自らの役割を認識し、計画がめざす姿の実現に向けた各主体の取組につなげることが重要である。

監査の結果、次のような事例が見受けられた。

- ・「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」は、推進主体の役割分担(各主体の位置づけ、消費者の具体的な行動)の記載が十分でなかった。
- ・「⑧三重県観光振興プラン」は、すべての推進主体の役割分担について記載していなかった。

なお、多様な主体が連携して推進していく他の計画では、推進主体の役割を明確に定め、各主体の取り組むべき内容を示している。

[各計画の状況はP26(4)の5)のとおり。]

2) 計画推進のしくみ(推進組織、進行管理・評価の方法)の明確化

計画を着実に推進していくためには、進捗状況を把握し、その成果に対する評価をふまえた上で、今後の取組の展開方向について検討するしくみが重要である。また、多様な主体との連携により推進していく計画では、その中心となる組織を、計画の中に位置づけておくことも重要である。

監査の結果、3 計画(⑦みえの安全・安心農業生産推進方針、⑧三重県観光振興プラン、⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画)については、進行管理・評価の方法について記載されていない。

他の計画における計画推進のしくみの計画への記載状況は、次のとおりであった。

- ・「⑥三重の森林づくり基本計画」については進行管理、評価の方法は記載しているが、県の関係部局のみで推進しているため、推進組織について記載していない。
- ・なお、「⑧三重県観光振興プラン」も、同様の理由で推進組織について記載していない。
- ・残りの4計画は、推進組織、進行管理・評価の方法を記載していた。

なお、「①三重県権限移譲推進方針」、「②三重県消防広域化推進計画」は、県と市町等の行政組織内計画であり、その役割は明確であることから、推進組織、進行管理・評価の方法を記載していない。

[各計画の状況はP26(4)の6)のとおり。]

3) 目標の設定

目標は、計画がめざすべき姿を実現するために設定する指標であり、また、その達成状況を把握し、各推進主体が共有することで、計画の着実な推進が可能となることから、県民から見てわかりやすいものを設定することが重要である。

監査の結果、数値目標の設定について、次のような事例が見受けられた。

- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」では、『1日あたりの平均脂肪エネルギー比の減少』を県民の生活習慣の目標のひとつとして掲げているが、用語の意味がわかりにくい。
- ・「⑨三重県住生活基本計画」では、15項目のうち14項目の数値目標が計画中間時点までの設定にとどまっている。また、目標項目のうち『公営住宅供給目標量』について、現時点での

充足率や耐用年数等、必要量の根拠に関する数値が記載されていない。

- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」、「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」は、計画期間中に数値目標に関する実績項目が含まれるアンケート・調査が実施されていないため、実績値の把握が困難な目標項目がある。
- ・「④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」は、国の指針で求めている数値目標は設定しているが、主に所管部の事業に対してのものであり、他部局が展開する取組の目標が設定されていない。

数値目標以外の目標を設定している計画の状況については、次のとおりである。

- ・「②三重県消防広域化推進計画」、「⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画」は、達成時期と具体的な達成項目（学校改編・統合、消防広域化の取組結果に対するブロック数等）を明示した目標を設定している。
- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」は、数値目標とあわせて、めざすべき状態として「すべてのがん患者およびその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を設定している。

なお、「①三重県権限移譲推進方針」は、主に県が市町への権限移譲に向けて取り組む方向性を示したものであることから、当該方針に定めず県の総合計画「県民しあわせプラン」の実施計画である「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」において設定している。

[各計画の状況はP27(4)の7)のとおり。]

4) 県総合計画・第二次戦略計画や他計画との整合

県の計画は、その趣旨、目的がさまざまであるが、いずれの場合も、行政サービスの受け手の立場に立って、県政をより総合的、効果的に推進するため、他の関連計画と整合させつつそれぞれの計画を推進していく必要がある。

監査の結果、すべての計画において、策定の段階から「県民しあわせプラン」、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」及び他の関連計画の施策やめざすべき姿等と整合が図られていた。

5) その他、計画をわかりやすくするための取組

監査対象10計画の中には、次のとおり計画書の構成等を工夫している計画があった。

- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」、「⑤ごみゼロ社会実現プラン」、「⑨三重県住生活基本計画」は、策定組織の構成員名簿、検討会議等の開催日時や検討項目を記載し、意思形成過程を明確にしている。
- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」は、各分野、取組ごとに『現状』、『課題』、『取組内容』、『目標』や『各主体の取組』を整理し、表やグラフ、トピックス、図等も交えわかりやすく記載している。
- ・「⑤ごみゼロ社会実現プラン」は、取組の内容及び実施主体とあわせ取組のスケジュールを記載している。また、目標を達成するための具体策を示すため、住民や事業者から提案された実践可能な多数の取組事例を紹介し、計画の実効性の確保を図っている。
- ・「⑨三重県住生活基本計画」は、多数の取組が県の複数の部局にわたっており、取組ごとに所管部局を明記し、責任の所在の明確化を図っている。

(3) 計画の推進

[意見]

- 計画を着実に推進していくためには、各推進主体が連携・協力して取り組むとともに、各主体が相互に情報共有を図りつつ進捗状況や成果を確認して進めていくことが重要である。

しかしながら、県民からの意見聴取の機会が十分設けられていないものや、県関係部局との情報共有が十分でないもの、進捗状況を把握できていないものが見受けられたので、進行管理・評価を実施するにあたっては、県民等の参加、関係部局との情報共有を図るとともに、進行管理・評価を着実に進めるよう努められたい。

【該当する計画と内容】

- ・ 推進組織等に推進主体である県民が参加していないため、県民等からの意見聴取の機会を設定することが望ましいもの(2計画)
「⑥三重の森林づくり基本計画」、「⑨三重県住生活基本計画」
- ・ 計画を着実に推進するため、進捗状況等について関係部局との情報共有を行うことが望ましいもの
「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」
- ・ 推進組織において進捗状況を把握していないため、関係部局間での情報共有に努める必要があるもの
「⑨三重県住生活基本計画」

- 数値目標の達成状況について、目標値との乖離が大きいものや、目標値を大きく上回っているものが見受けられたので、社会経済情勢等の変化に的確に対応し取組内容の充実を図ることにより、目標の達成に努めるとともに、目標値を大きく上回っている場合は、計画の進捗状況を十分把握した上で、目標値の見直し等について検討されたい。

【該当する計画と内容】

- ・ 数値目標の達成状況について、具体的な実施状況に照らして目標値と実績値の乖離が大きいことから、今後の取組の充実が望ましいもの(7計画)
「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」、「④みえ障がい福祉プラン・第2期計画」、「⑤ごみゼロ社会実現プラン」、「⑥三重の森林づくり基本計画」、「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」、「⑧三重県観光振興プラン」、「⑨三重県住生活基本計画」
- ・ 数値目標の達成状況が最終年度や中間時点での目標値を大きく上回っているため、目標値の見直し等の検討を行うことが望ましいもの(2計画)
「⑥三重の森林づくり基本計画」、「⑨三重県住生活基本計画」

- 計画推進時の情報提供について、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づく公表義務情報に該当する計画であるにもかかわらず、達成状況・進捗状況の公表がされていないものがあるので、同要綱に基づき公表されたい。

【該当する計画】(5計画)

- 「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」、「④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」、「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」、「⑧三重県観光振興プラン」、「⑨三重県住生活基本計画」

[状況]

1) 各主体間の情報共有・情報提供の状況

計画の実効性を確保しより確実に推進するためには、各推進主体が自らの役割を果たしつつ互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要である。

そのため、策定段階と同様に推進段階においても、各推進主体間で進捗状況や課題等に関する情報共有や意見交換の機会を設けることが必要である。

監査の結果、各主体間の情報共有については、次のような事例が見受けられた。

- ・「⑥三重の森林づくり基本計画」等2計画は、計画の位置づけから、推進主体である多様な主体の積極的な参画が望まれるが、推進段階において、計画の進捗状況や課題を共有し意見交換を行うなど、県民等の参加する機会が設けられていない。

また、県関係部局との連携について、次のような事例が見受けられた。

- ・「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」は、一部の関係部局に対して情報共有が行われていない。
- ・「⑨三重県住生活基本計画」は、関係部局で構成する推進組織においては、計画を所管する室から関係部局への住宅関連制度に関する情報提供が中心であり、計画の進捗状況や課題等における情報が共有されていない。

なお、他の計画における多様な主体との情報共有や意見交換についての主な取組状況は、次のとおりである。

- ・「③三重県がん対策戦略プラン改訂版」等3計画は、いずれも推進協議会、地域協議会等の推進組織において県民が参画し意見を述べる機会を設けている。
- ・「⑦みえの安全・安心農業生産推進方針」等2計画は、県担当室が主催するシンポジウム等のイベントにおいて計画内容、進捗状況の説明と計画に対する意見聴取の機会を設けている。

その他、進行管理・評価を行っているものの、計画で定められていないもの（再掲：⑦みえの安全・安心農業生産推進方針、⑧三重県観光振興プラン、⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画）がみられた。

[各計画の状況はP27(4)の8)のとおり。]

2) 数値目標の達成状況

数値目標には、目標の達成状況を考慮して設定したものや理想的な数値をそのまま設定したものなど、各計画によってさまざまである。そのため、数値目標の達成状況、管理手法等は計画により異なるが、現状値との乖離が大きい目標値については、達成状況を十分把握した上で、今後の見通しをふまえ、適切に管理していくことが重要である。

そこで、目標値が現状に合致していないと判断される場合はその要因を分析し、計画途中であっても見直しを含めて検討することが必要である。

監査の結果、数値目標を設定している計画のうち、具体的な実施状況から実績値との乖離が大きい数値目標がある計画が見受けられた。乖離が大きい数値目標についてその状況ごとに分類すると、次のとおりである。

- ・理想値を目標値として設定したもの

計 画 名	目 標 項 目	目標値
③三重県がん対策戦略プラン改訂版	がん検診受診率	50%以上
	未成年者の喫煙率低下	0%
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	児童デイサービス実利用者数	743人
	短期入所実利用者数	1,104人
	自立訓練(機能訓練)実利用者見込人数	108人
⑤ごみゼロ社会実現プラン	ものを大切に長く使おうとする県民の率	90%
	環境に配慮した消費行動をとる県民の率	90%
	食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	90%
	ごみゼロ社会実現プランの認知率	100%
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	産地における GAP [※] 実施率(産地数)	100%
	麦・大豆等作付水田における土づくり実施率(面積)	50%
	県内産品を意識的に購入する人の割合	70%
⑧三重県観光振興プラン	観光客満足度指数	75%以上
⑨三重県住生活基本計画	県営住宅の高齢者対応率	64%
	公営住宅供給目標量	4,476戸

※GAP・・・農業生産工程管理(GAP:Good Agricultural Practice)のこと。農業生産現場において、生産者自らが農産物の安全確保、農産物の品質向上、環境保全、労働安全の確保等を達成するために、一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法のことをいう。

- ・国の目標や全国上位の水準等にあわせ目標値を設定したもの

計 画 名	目 標 項 目	目標値
⑨三重県住生活基本計画	木造住宅の耐震診断率	16.6%

- ・過去のトレンド等をふまえ目標値を設定したもの

計 画 名	目 標 項 目	目標値
⑥三重の森林づくり基本計画	県産材素材生産量	328,000 m ³
	「三重の木」認証材の製材工場からの出荷量	10,000 m ³
⑨三重県住生活基本計画	防災に関して自助の取組を行っている県民の割合	50%
	事前に消費者トラブルを回避するように助言した割合	16%

また、実績値が目標値を大きく上回る数値目標は、次のとおりである。

計 画 名	目 標 項 目	目標値	実績値
⑥三重の森林づくり基本計画	「森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数」のうち「活動回数」	2,000回 (H27年度)	3,499回 (H21年度)
		320,000件 (H22年度)	420,120件 (H21年度)
⑨三重県住生活基本計画	e-すまい三重ホームページアクセス数	700戸 (H22年度)	2,772戸 (H21年度)
	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数		

[各計画の状況はP28(4)の9のとおり。]

3) 県民等への情報提供の状況

「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」では、県民に提供しなければならない情報を「公表義務情報」とし、計画本体と当該計画についての中間まとめ、策定スケジュール、達成状況・進捗状況を県ホームページ、情報公開窓口で公表することを義務づけている。

監査の結果、公表義務情報に該当するものは5計画(③三重県がん対策戦略プラン改訂版、④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画、⑦みえの安全・安心農業生産推進方針、⑧三重県観光振興プラン、⑨三重県住生活基本計画)あるが、各計画とも達成状況・進捗状況については公表していなかった。

なお、「⑤ごみゼロ社会実現プラン」等2計画は、進捗状況等について毎年、実施状況報告書を作成し、写真や図表を加えるなどし県ホームページ等でわかりやすく公表している。

[各計画の状況はP24(4)の3のとおり。]

(4) 各計画の状況

1) 策定体制の状況

計 画 名	状 況 等
①三重県権限移譲推進方針	・県、市町村や学識経験者で構成された「権限移譲検討部会」において協議し、「県と市町村の新しい関係づくり協議会」において決定 ・県と市町村から構成された「包括的権限移譲ワーキンググループ」において検討
②三重県消防広域化推進計画	・県、市町、関係機関、県民や学識経験者で構成された「三重県消防広域化推進懇話会」において協議 ・市町会、町村会、消防長会等に対し趣旨説明の上、意見交換を実施
③三重県がん対策戦略プラン改訂版	・県、市町、関係機関、県民や学識経験者等で構成された「三重県がん対策戦略プラン策定検討部会」において協議し、「三重県がん対策推進協議会」において決定
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	・県、関係機関、関係団体、NPOや学識経験者で構成された「三重県障害者施策推進協議会」、「三重県自立支援協議会」や市町が運営し県民等から構成された「地域自立支援協議会」等において検討し、「三重県社会福祉審議会」に報告 ・市町とは、数値目標等について検討
⑤ごみゼロ社会実現プラン	・県、市町、関係機関、住民、事業者、NPOや学識経験者で構成された「ごみゼロ社会実現プラン策定委員会」と県が協働で策定 ・市町とは、「行政連絡会議」において意見交換を実施
⑥三重の森林づくり基本計画	・国、市町、事業者、関係機関、県民や学識経験者で構成された「県森林審議会」における諮問・答申を経て策定し、議会において議決 ・県民、市町や関係団体に対し意見照会や説明会を実施
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	・県、生産者、事業者、関係団体、県民や学識経験者で構成された「みえの人と自然にやさしい農業推進方針検討会」において協議・検討 ・市町や関係機関とは関係会議等において協議・検討
⑧三重県観光振興プラン	・国、市町、関係機関、事業者、NPOや学識経験者等で構成された「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」で意見聴取を行い策定 ・市町、企業や関係団体等と担当課長会議等で協議・検討
⑨三重県住生活基本計画	・県と市町からなる「市町住宅政策会議」や学識経験者で構成された「三重県住生活基本計画策定懇話会」において協議・検討
⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画	・地域住民、企業、市町教育委員会や中学校関係者を含む教育関係者で構成された「地域協議会」や「県立高等学校校長協会」において協議

2) 計画策定段階における庁内連携の状況

計 画 名	状 況 等
①三重県権限移譲推進方針	・市町と関係部局から構成された「権限移譲検討部会」において検討・協議
②三重県消防広域化推進計画	・防災担当者会議等において情報提供、意見交換。また、関係部局とは必要に応じ協議
③三重県がん対策戦略プラン改訂版	・所管部内各室と随時意見交換を実施。関係部局には意見照会し別途協議
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	・「三重県障害者施策推進協議会」に関係部局が参画。関係部局から構成される幹事会において協議
⑤ごみゼロ社会実現プラン	・関係部局から構成されるワーキンググループにおいて、中間案の意見を聴取

⑥三重の森林づくり基本計画	・関係部局に対し意見照会。環境教育を所管する教育委員会には別途説明会を開催
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	・所管部内各室で構成されるワーキンググループにおいて協議 ・なお、生活・文化部(消費者対策)、教育委員会(学校の食育)は方針の内容に直接関連していないことから参画していない。
⑧三重県観光振興プラン	・「県観光振興プラン推進会議」、「同幹事会」において検討 ・関係部局には意見照会。担当課長会議等において意見交換
⑨三重県住生活基本計画	・県関係部局(8部局)に対し意見照会を行い、関連計画との整合等を図っているが、関係部局との調整に限定され、取組の連携方法や数値目標の設定等の議論が不十分
⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画	・教育委員会事務局内の関係室と協議

3) 県民からの意見聴取・情報提供等の状況

計画名	状況等
①三重県権限移譲推進方針	・策定段階：県ホームページで「県と市町村の新しい関係づくり協議会」の協議結果や協議会のメンバーを公表 ・計画書完成時：県ホームページで計画書を公表 ・推進時：県、市町のホームページ等において公表
②三重県消防広域化推進計画	・策定時点：県ホームページで計画書やそのダイジェスト版を公表 ・推進時：議会において報告し、公表
③三重県がん対策戦略プラン改訂版	・策定段階：県ホームページで中間まとめ、策定スケジュールを公表 ・計画書完成時：県ホームページや報道機関への資料提供で計画書を公表。市町、保健所や病院に配布 ・推進時：「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」※に規定されている達成状況・進捗状況が未公表
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	・策定段階：障がい者関係団体等と意見交換を実施し実態を把握。県ホームページで中間まとめ、策定スケジュールを公表 ・計画書完成時：県ホームページで計画書やそのダイジェスト版を公表。市町や関係団体に配布 ・推進時：「三重県障害者施策推進協議会」において進行管理、評価を行った上で、進捗状況等を整理し年次報告を作成。「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」※に規定されている達成状況・進捗状況が未公表
⑤ごみゼロ社会実現プラン	・策定段階：「ごみゼロ談義」で県民や事業者等への情報提供や意見交換を実施。県ホームページで中間まとめ、策定スケジュールや「ごみゼロ社会実現プラン策定委員会」の会議概要を公表 ・計画書完成時：県ホームページで計画書やそのダイジェスト版を公表 ・推進時：毎年、冊子を発行し、市町、地域機関、各種団体等へ配布。県ホームページで公表
⑥三重の森林づくり基本計画	・策定段階：中間案の概要について新聞広告や専門誌「三重の林業」に掲載。また、県民説明会を実施し意見を聴取 ・計画書完成時：県ホームページで計画書を公表 ・推進時：進捗状況等を記載した実施状況報告書を条例に基づき、議会において報告し、県ホームページで公表
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	・策定段階：e-モニターや小売店等で、アンケート調査等により意見を聴取 ・計画書完成時：県ホームページで計画書やそのダイジェスト版を公表。報道機関への資料提供や県政だよりで公表 ・推進時：「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」※に規定されている達成状況・進捗状況が未公表。生産者、消費者に対しては、

	毎年シンポジウムを開催し、その中で進捗状況の報告と意見交換会等を実施
⑧三重県観光振興プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・策定段階：県ホームページで中間まとめを公表。「地域懇話会」を県内5地域で開催。市町、観光協会、県民等との意見交換を実施 ・計画書完成時：県ホームページや報道機関への資料提供で計画書を公表。県政だよりでダイジェスト版を公表 ・推進時：「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」※に規定されている達成状況・進捗状況が未公表。観光協会等のネットワークを活用し、日常的に情報共有を実施
⑨三重県住生活基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・策定段階：パブリックコメント以外の県民からの意見聴取の機会がない。 ・計画書完成時：県ホームページで計画書やそのダイジェスト版を公表。情報公開窓口での閲覧、報道機関への資料提供 ・推進時：「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」※に規定されている達成状況・進捗状況が未公表
⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書完成時：県ホームページで計画書を公表。情報公開窓口での閲覧、報道機関への資料提供 ・推進時：議会において報告し、県ホームページ等で公表。地域ごとに、県民等が参加した協議会で進捗状況等を公表

※「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」は平成22年4月に改正されており、改正前から公表義務情報の対象となっていた計画は④、改正後に公表義務情報となった計画は、③、⑦、⑧、⑨である。

4) 計画案の公表時期及びパブリックコメントの実施状況

計画名	状況等
①三重県権限移譲推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：最終案 ・意見募集期間及び意見数：39日間/6件 ・周知方法：HP、県政だより、情報公開窓口での閲覧
②三重県消防広域化推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：素案 ・意見募集期間及び意見数：35日間/0件 ・周知方法：HP、情報公開窓口での閲覧、各県民センターで配布
③三重県がん対策戦略プラン改訂版	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：中間案 ・意見募集期間及び意見数：30日間/9件 ・周知方法：HP、情報公開窓口での閲覧、各保健福祉事務所で配布
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：最終案 ・意見募集期間及び意見数：30日間/0件 ・周知方法：HP、情報公開窓口での閲覧、各保健福祉事務所及び市町で配布、報道機関への資料提供等
⑤ごみゼロ社会実現プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：中間案 ・意見募集期間及び意見数：20日間/30件 ・周知方法：HP、情報公開窓口での閲覧、報道機関への資料提供等
⑥三重の森林づくり基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：素案 ・意見募集期間及び意見数：28日間/31件 ・周知方法：HP、各環境事務所で配布、報道機関への資料提供
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：最終案 ・意見募集期間及び意見数：30日間/28件 ・周知方法：HP、報道機関への資料提供
⑧三重県観光振興プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：最終案 ・意見募集期間及び意見数：26日間/0件 ・周知方法：HP、情報公開窓口での閲覧、報道機関への資料提供
⑨三重県住生活基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：素案 ・意見募集期間及び意見数：30日間/43件 ・周知方法：HP、情報公開窓口での閲覧、各建設事務所で配布、報道機関への資料提供
⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公表時期：最終案 ・意見募集期間及び意見数：31日間/340件 ・周知方法：HP、情報公開窓口での閲覧、報道機関への資料提供

※ HP：県ホームページ

5) 推進主体の役割の記載状況

計 画 名	状 況 等
①三重県権限移譲推進方針	・県と市町の権限移譲に関する方針であり、その役割は県民等の第三者にも明確であるので記載していない。
②三重県消防広域化推進計画	・県、市町及び消防関係機関の間で推進する計画であり、その役割は県民等の第三者にも明確であるので記載していない。
③三重県がん対策戦略プラン改訂版	・各主体に期待される役割として記載しているほか、各施策ごとにも記載
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	・取組ごとに各主体の役割を記載
⑤ごみゼロ社会実現プラン	・取組ごとに各主体の役割を記載
⑥三重の森林づくり基本計画	・条例に基づき策定された計画であることから、計画書に記載された条例の中で、各主体の役割を記載
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	・生産者、消費者等の役割分担(各主体の位置づけや消費者の具体的な行動)の記載不十分
⑧三重県観光振興プラン	・前期計画に推進主体の役割分担の必要性について記載しているが、第2期戦略計画では記載していない。
⑨三重県住生活基本計画	・施策別・主体別に役割・取組を記載
⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画	・「県立学校」及び「県教育委員会」の役割について計画の趣旨等に記載

6) 計画推進のしくみの記載状況

計 画 名	状 況 等
①三重県権限移譲推進方針	・県と市町の権限移譲に関する方針であり、計画推進のしくみは県民等の第三者にも明確であるので記載していない。
②三重県消防広域化推進計画	・県、市町及び消防関係機関の間で推進する計画であり、計画推進のしくみは県民等の第三者にも明確であるので記載していない。
③三重県がん対策戦略プラン改訂版	・推進組織、進行管理・評価の方法を記載
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	・推進組織、進行管理・評価の方法を記載
⑤ごみゼロ社会実現プラン	・推進組織、進行管理・評価の方法を記載
⑥三重の森林づくり基本計画	・所管室を中心とする県の関係部局のみで推進しているため、推進組織を記載していない。 ・進行管理・評価の方法を記載
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	・推進組織を記載 ・進行管理・評価の方法を未記載
⑧三重県観光振興プラン	・所管部局を中心とする県の関係部局のみで推進しているため、推進組織を記載していない。 ・進行管理・評価の方法を記載していない。
⑨三重県住生活基本計画	・推進組織、進行管理・評価の方法を記載

⑩県立高等学校再編 活性化第三次実施 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・推進組織を記載 ・進行管理・評価の方法を記載していない。
-----------------------------	--

7) 目標の設定状況

計 画 名	状 況 等
①三重県権限移譲推 進方針	・方針には数値目標を定めず、県の総合計画で県から市町への権限移譲の進展度を「市町への権限移譲度」として数値目標を設定し進行管理
②三重県消防広域化 推進計画	・1項目の目標に対し、消防広域化の取組結果に対する「ブロック数」として1項目の達成時期を示した期間目標を設定
③三重県がん対策戦 略プラン改訂版	<ul style="list-style-type: none"> ・28項目の目標に対し、27項目の数値目標を最終年度に設定。7項目の数値目標は、アンケート調査による把握が必要であり、毎年度の進捗状況の把握が困難 ・「1日あたりの平均脂肪エネルギー比の減少」は、県民の生活習慣の目標にもかかわらず、用語の意味が不明確
④みえ障がい者福祉 プラン・第2期計 画	・33項目の目標に対し、33項目の数値目標を年度ごとに設定。国の指針で求めている数値目標は設定しているが、主に健康福祉部が所管する事業に対してのものであり、他部局が展開する取組の目標を設定していない。
⑤ごみゼロ社会実現 プラン	・8項目の目標に対し、8項目の数値目標を短期、中期、最終年度に設定
⑥三重の森林づくり 基本計画	・4項目の目標に対し、4項目の数値目標を中間、最終年度に設定
⑦みえの安全・安心 農業生産推進方針	・6項目の目標に対し、6項目の数値目標を計画策定後の4年後に設定。「環境保全型農業の取組率」は、5年ごとに実施の農林業センサスをもとに設定しており、途中段階の達成状況の把握が困難
⑧三重県観光振興プ ラン	・2項目の目標に対し、2項目の数値目標を、計画期間を3期に分け各期ごとに設定
⑨三重県住生活基本 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・15項目の目標に対し、15項目の数値目標を設定。「公営住宅供給目標量」を除く14項目の数値目標が計画中間時点である22年度までの設定 ・「公営住宅供給目標量」について、計画には、現時点での充足率や耐用年数等、必要量の根拠に関する数値を記載していない。
⑩県立高等学校再編 活性化第三次実施 計画	・学校再編に関する3項目の達成時期を示した期間目標を設定

8) 推進段階における各推進主体間の情報共有・情報提供の状況

計 画 名	状 況 等
①三重県権限移譲推 進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」で、市町長と合意を図りながら推進。あわせて権限移譲の進捗状況を報告(年1回) ・個別の課題は、市町と県の関係機関から構成される検討会議で検討し、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会総会」で合意形成 ・県と市町が連携し、権限移譲を進めていく方針であるため、県民の意見聴取等の機会を設定していない。 ・市町における効果の検証を行っていない。
②三重県消防広域化 推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な取組は、県の担当室で推進し、具体的な取組方向については、各ブロック単位で市町が主体となって推進 ・市町の消防広域化を進めていく方針であるため、県民の意見聴取等の機会を設定していない。 ・県が主催する研究会や各ブロック単位で実施される市町長との意見交換会、研究会等により進捗状況を検証(ブロック単位で随時開催。開催回数が多いブロックでは月1回程度、少ないブロックで年1回程度)

③三重県がん対策戦略プラン改訂版	<ul style="list-style-type: none"> ・患者会、医療団体関係者等で構成する「三重県がん対策推進協議会」で推進し、あわせて検証を実施し、進捗状況を報告(年1回) ・年1回開催の「がんフォーラム」で計画の状況等の情報提供を実施
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関職員、障害者団体代表者、学識経験者等から構成される「三重県障害者施策推進協議会」を設置し、障がい者団体と連携して推進 ・圏域単位で「圏域自立支援連絡協議会」、市町単位で「地域自立支援協議会」を設置し、市町と連携 ・一部の地域自立支援協議会において、県民が参画 ・「三重県障害者施策推進協議会」において進行管理、評価を行った上で、結果を「三重県障害者施策年次報告書」として作成(年2回程度)
⑤ごみゼロ社会実現プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者、市町職員等で構成する「ごみゼロプラン推進委員会」を設置し、県民等の参画によって計画を推進。毎年、PDCA マネジメントサイクルによって進行管理・評価を実施 ・3年に1回「県民アンケート」を実施し、県民意識の推移等を検証 ・進捗状況及びその評価を冊子として取りまとめ、配布
⑥三重の森林づくり基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・担当3室において事務事業単位で進捗状況を把握し、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」で進行管理を実施 ・県のみで計画を推進しているため、県以外の主体は参画していない。 ・進捗状況については、毎年、実施状況報告書を作成
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部室(部内及び環境森林部)で構成される「みえの安全・安心農業生産推進会議」、「同幹事会」を設置し、推進方向や進捗状況について意見交換を実施(年1回)。消費者対策を所管する生活・文化部と学校等における食育を所管する教育委員会は推進組織に参画していない。 ・当該方針において、市町の役割として改めて取り組むものがないことから、各地域の取組において市町と情報共有を実施 ・生産者、消費者等に対して、毎年シンポジウムを開催し計画の内容、取組状況、進捗状況等について説明し、意見交換を実施(年1回)
⑧三重県観光振興プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部等で構成される「三重県観光振興プラン推進会議」・「同幹事会」で推進。あわせて毎年、庁内関係部局と進捗状況の管理、意見交換等を実施。県民等に対しては、観光局内に地域担当職員やプロデューサーを置き、市町、関係団体、事業者等との連携や県民参画等を推進 ・各種イベント等を通じた観光PRに合わせて県民との意見交換を実施
⑨三重県住生活基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係室で構成する「住生活関連施策推進会議」は開催せず、住宅関連制度の文書による紹介のみ実施。市町に対しては、市町と県で構成する「三重県地域住宅協議会」で推進 ・県民に対する意見聴取等の機会なし ・進捗状況は、事業単位で各関係室においてのみ実施しており、計画として把握していない。
⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局及び地域ごとに保護者、地元関係者、市町や中学校関係者が参画している「地域協議会」が主体となって推進 ・県民等に対する意見聴取、情報提供については、「地域協議会」等で実施 ・進行管理・評価は、教育委員会事務局が、毎年、地域協議会からの報告や学校訪問の状況等をもとに実施

9) 数値目標の達成状況

計画名	状況等
①三重県権限移譲推進方針	・当該方針は、権限移譲に関する県と市町の役割分担ルールを示したものであるため、当該方針の目標は未設定だが、県総合計画上の目標は達成
②三重県消防広域化推進計画	・数値目標以外の目標を設定

③三重県がん対策戦略プラン改訂版	<ul style="list-style-type: none"> ・27項目のうち、2項目は目標値との乖離が大きい状況。その他25項目は達成済または達成見込 ・目標値との乖離が大きい目標：①がん検診受診率、②未成年者の喫煙率
④みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	<ul style="list-style-type: none"> ・33項目のうち、3項目は目標値との乖離が大きい状況。その他30項目は達成済または達成見込 ・目標値との乖離が大きい目標：①児童デイサービス実質利用者、②短期入所実利用者、③自立訓練(機能訓練)実利用者他
⑤ごみゼロ社会実現プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・8項目のうち、4項目は目標値との乖離が大きい状況。その他4項目は達成済または達成見込 ・目標値との乖離が大きい目標：①ものを大切に長く使おうとする県民の率、②環境に配慮した消費行動をとる県民の率、③食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率、④ごみゼロ社会実現プランの認知率
⑥三重の森林づくり基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・4項目のうち、1項目は目標値との乖離が大きい状況。その他3項目は達成済または達成見込 ・目標値との乖離が大きい目標：県産材の素材生産量 ・27年度目標値に対し実績値が大きく上回っているものは1項目（「森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数」）
⑦みえの安全・安心農業生産推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・6項目のうち、3項目は目標値との乖離が大きい状況。その他3項目は達成済または達成見込 ・目標値との乖離が大きい目標：①産地における GAP 実施率、②麦・大豆等作付水田における土づくり実施率、③県内産品を意識的に購入する人の割合
⑧三重県観光振興プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・2項目のうち、1項目は目標値との乖離が大きい状況。その他1項目は達成見込 ・目標値との乖離が大きい目標：観光客満足度
⑨三重県住生活基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・15項目のうち、6項目は目標値との乖離が大きい状況。その他9項目は達成済または達成見込 ・目標値との乖離が大きい目標：①木造住宅の耐震診断率、②「三重の木」認証材の製材工場からの出荷量、③防災に関して自助の取組を行っている県民の割合、④事前に消費者トラブルを回避するよう助言した割合、⑤県営住宅の高齢者対応率、⑥公営住宅供給目標量 ・22年度目標値に対し、21年度実績値が大きく上回っているものは2項目（「e-すまい三重ホームページアクセス数」、「高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数」）
⑩県立高等学校再編活性化第三次実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標以外の目標を設定

第5 計画別の意見及び状況

(参考) 「計画別の意見及び状況」の各ページの見方	31
① 三重県権限移譲推進方針	33
② 三重県消防広域化推進計画	36
③ 三重県がん対策戦略プラン改訂版	38
④ みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	41
⑤ ごみゼロ社会実現プラン	44
⑥ 三重の森林づくり基本計画	47
⑦ みえの安全・安心農業生産推進方針	50
⑧ 三重県観光振興プラン	53
⑨ 三重県住生活基本計画	56
⑩ 県立高等学校再編活性化第三次実施計画	60

(参考) 「計画別の意見及び状況」各ページの見方

〇〇〇〇基本計画	主担当部 〇〇〇〇部
----------	------------

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	
施策方針・取組方向等	当該計画の策定根拠、取組方向、計画体系、県の戦略計画の関連施策名、関連する計画名等、その計画の概要を記述しています。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	
	施策〇〇〇： 重点〇〇：
基本計画等の計画体系及び計画期間	〇〇〇〇基本構想 〇〇〇〇基本計画(計画期間：平成〇年度～〇年度)
関連する県の計画	〇〇基本計画(〇〇部)、〇〇〇計画(〇〇部)

計画の策定体制	県担当部局のみで検討	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討		〇		〇	〇		〇	〇
	〇 県以外の委員を含めた委員会等で検討								

推進組織の体制	県担当部局のみで推進	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進		〇		〇	〇		〇	〇
	〇 県以外の委員を含めた委員会等で推進								

推進主体	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	県
	〇	〇	〇	〇		〇	〇

県民からの意見聴取・情報提供等		委員会等参加	意見交換会等	パブコメ	情報提供						
					報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等	
	策定段階				〇		〇			〇	
	完成時							〇		〇	
	推進時				〇					〇	
見直し時						〇					

「計画の策定体制」、「推進組織の体制」、「推進主体」、「県民からの意見聴取・情報提供等」について、該当する箇所に「〇」を付しています。
 なお、斜線は該当がない項目を表示しています。

進行管理・評価	(進行管理の頻度) 毎年度	(実施内容) 数値目標、施策、事業
	進捗状況の評価
	実績との乖離が大きい目標
	直面する課題
	今後の見通し

進行管理・評価の状況について、頻度・実施内容の他、実績との乖離が大きい目標、課題、計画推進に向けての今後の見通し、対応策等を記述しています。

II 各視点における監査の結果

計画の策定		
◎。	
●。	
(背景1)	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 20px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の着眼点ごとに監査結果を記述しています。 ・ 「◎」は優れた取組があった場合、「●」は改善等が必要な場合、「○」は◎、●ではないもののうち、着眼点別意見(報告書 P13~29)に記述のある場合に記述しています。 ・ それぞれの項目に対して(背景)でその状況等を説明しています。 ・ ◎、●、○に該当しない場合については、「概ね適切に処理されていた。」として、(背景)でその状況等を説明しています。 </div>	
(背景2)		
計画内容		
○
(背景)	
計画の推進方法		
概ね適切に処理されていた。		
(背景)。	
意見		
1	
2	
.....。	

計画に対する監査結果意見です。

① 三重県権限移譲推進方針	主担当部 政策部
----------------------	-----------------

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	地方分権型社会の実現に向け、市町がこれまで以上に自主性・自立性の高い行政運営を行うとともに、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に 대응していけるよう、より一層、権限移譲を推進する。
施策方針・取組方向等	県と市町の役割分担については、「補完性の原理」をより重視し、住民の利便性向上の原則、市町優先の原則、権限・財源の一体移譲の原則、事務処理体制適正化の原則、公正・透明性の原則により権限移譲を進める。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 522：分権型社会の実現 重点 絆 2：地域主権社会の実現に向けた地域づくり支援
基本計画等の計画体系及び計画期間	三重県権限移譲推進方針（推進期間：平成 17 年度～23 年度） （当初定めていた 21 年度末までの推進期間を 2 年間延長し、国の地域主権改革の動向等をふまえた上で改定作業を行うこととした。）
関連する県の計画	三重県地方分権推進方針(政策部)

計画の策定体制	県担当部局のみで検討	委員会の構成	県民	企業	NPO 等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討							○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討								

推進組織の体制	県担当部局のみで推進	委員会の構成	県民	企業	NPO 等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進							○	
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で推進								

推進主体	県民	企業	NPO 等	関係団体等	国	市町	県
						○	○

県民からの意見聴取・情報提供等		情報提供								
		委員会等参加	意見交換会等	パブコメ	報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等
		策定段階		○		○			○	
		完成時							○	
		推進時				○	○		○	
見直し時										

進捗管理・評価	(進行管理の頻度) 毎年度	(実施内容) 権限移譲実績
	進捗状況の評価	市町への権限移譲実績については、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に目標を定めて進捗管理しており、毎年度達成している。
	実績との乖離が大きい目標	なし
	直面する課題	県から市町への権限移譲の集中取組期間後に、国の地域主権改革の一環として、法定権限移譲が実施予定となったことから、現行方針に基づいた県条例による権限移譲が進めにくい状況となっている。 また、市町間で権限移譲の進捗状況が異なり、同じ事務でも移譲を受けている市町と受けていない市町がある。この結果、県民にとって現状がわかりにくくなっているほか、県の事務処理体制についても全局的な権限移譲が実施された場合と比較して、その効果が発揮されていない。
今後の見通し	県と市町は対等・協力の関係にあり、具体的な事務の移譲にあたっては、引き続き市町と個別に協議していくこととしている。 県としては、地方分権推進に向けた権限移譲の実現が図られるよう、法定権限移譲の動向もふまえて、これに併せて行う県条例による権限移譲の推進のため、方針の改定を行う予定である。	

II 各視点における監査の結果

計画の策定
概ね適切に処理されていた。

(背景)

「県と市町村の新しい関係づくり協議会」の「権限移譲検討部会」において市町村とともに、権限移譲に伴う支援のあり方等について検討・協議を行った上で、市町長、県知事等が出席する協議会の総会(平成17年5月18日)において決定し、策定している。

計画内容
概ね適切に処理されていた。

(背景)

当該方針は、県と市町がともに権限移譲を推進していくための方針として策定され、推進に関する基本的な考え方や進め方に関する県と市町の共通のルールづくりが主な内容となっている。

計画の推進方法
<ul style="list-style-type: none">● 方針に定めた県から市町への権限移譲の集中取組期間後、担当部局における取組が中心となっているので、権限移譲の推進に向け全庁的に取り組むための気運醸成や、権限移譲後の効果の検証等を行うことが望ましい。● 当該方針の期間延長を行った時や権限移譲可能事務を見直した時における県民への情報提供が行われていないので、適切に行うことが望ましい。

(背景1)

方針の推進体制については、県と市町村が対等・協力の関係を築くことを目的に設置された「県と市町村の新しい関係づくり協議会」(現在は「県と市町村の地域づくり連携・協働協議会」)に、各市町長、県知事、副知事、各部局長等で構成する総会及び市町の担当課長、県各部の担当室長、県民センター担当室長等で構成する運営調整会議を設置し、権限移譲の進捗状況等について協議、検討を行っている。

なお、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」において、年度末までに確定した1市町あたりの権限移譲事務数を「市町への権限移譲度」として数値目標を定め、進行管理を行っている。

集中取組期間(平成17～19年度)においては、政策部担当室が毎年度当初に各部に対して権限移譲可能事務に関するパッケージの提案を行うとともに、市町に意向調査を実施し、年度末に各部から権限移譲の進み具合についてヒアリングを行い、進捗状況を把握していた。しかし、集中取組期間終了後は、権限移譲実績及び協議内容の把握にとどまっており、全庁的な権限移譲に向けた気運の醸成のための取組が不足している。

また、市町との間で権限移譲後の県民生活への影響等についての検証が行われていない。

※ パッケージ…移譲対象事務を、同一目的の法令等内の複数の条項や、関連する複数の法令等に基づく事務権限を包括的にまとめたもの。

(背景2)

当初、方針の期間は平成21年度までであったが、20年に地方分権改革推進委員会から第一次勧告が出されたことにより、権限移譲に関する一括法案の成立を目途に改定を行うこととなった。それまでは方針の期間を延長し、引き続き、権限移譲を推進することとしたが、期間延長を行った時に市町や議会への報告は行っているが、県ホームページ等による県民への情報提供が行われていない。

また、移譲可能事務についても、毎年見直されているが、同様に情報提供が行われていない。

意見

1 進行管理と効果の検証

方針における県から市町への権限移譲の集中取組期間は終了したが、全庁的な気運醸成のための取組を進めるとともに、次期見直し時には、市町における権限移譲の効果の検証を行うなど、方針の実効性の確保に努められたい。

2 県民への情報提供

当該方針の期間延長を行った時や、移譲可能事務を見直した時に県民への周知が行われていないので、積極的な情報提供に努められたい。

② 三重県消防広域化推進計画

主担当部 防災危機管理部

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	市町の消防体制の整備や確立を図るためには、市町による自主的な消防の広域化をより積極的に促進する必要があることから、平成 18 年 6 月、消防組織法の一部改正が行われた。これを受けて、本県においても 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、広域化対象市町の組合せ等の具体的な方向性を示す。													
施策方針・取組方向等	広域化対象市町の組合せの規模は、県域を一つの組合せとした県域消防本部とするのが最も効果的であるが、県内すべての市町から合意を得るのに多くの時間を要し国が示している期限内(平成 24 年度末まで)の実現は困難であることから、実現可能な管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消を第一段階とし、段階的に広域化を推進する。													
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 311： 防災対策の推進 重点 くらし 1：「いのち」を守るみえの防災対策													
基本計画等の計画体系及び計画期間	三重県消防広域化推進計画 (計画期間：平成 19 年度～)													
関連する県の計画	三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画(防災危機管理部)													
計画の策定体制	県担当部局のみで検討				委員 会の 構成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者		
	庁内部局横断的組織のみで検討													
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討													
推進組織の体制	○ 県担当部局のみで推進				委員 会の 構成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者		
	庁内部局横断的組織のみで推進													
	県以外の委員を含めた委員会等で推進													
推進主体	県民		企業		NPO 等		関係団体等		国		市町		県	
県民からの意見聴取・情報提供等		委員会等参加		意見 交換 会等	パブ コメ	情報提供								
						報道資 料提供	県政 だより	市町 広報誌	関係団体 機関紙	ホーム ページ	パンフ レット等			
		○									○			
		完成時										○	○	
		推進時				○			○			○	○	
見直し時														
進 行 管 理 ・ 評 価	(進行管理の頻度) 随時		(実施内容) 各ブロックでの協議等に参加し、進捗状況を把握											
	進捗状況の評価		消防広域化実現に向けた第一段階の期限を2年後に控え、市町が取り組むこととなる「広域消防運営計画」の策定に向けた関係市町間の協議を行っているのは、伊賀ブロックのみである。											
	実績との乖離が大きい目標		平成 24 年度末までに県内を 8 ブロックとする消防広域化の実現											
	直面する課題		消防広域化の実現に向けた各ブロックの取組において、進捗状況に差が生じており、進捗が遅れているブロックの広域化の推進が課題となっている。											
	今後の見通し		国が示す平成 24 年度末の期限に向け、伊賀ブロックにおいて、「広域消防運営計画」策定に向けた具体的な協議が進められている。 消防の広域化は市町の自主的な判断に基づく取組ではあるものの、取組が進んでいないブロックがあるので、国や他県の動向、また市町の意向も考慮しつつ、消防広域化に向けた市町の取組への支援を行っていくこととしている。											

II 各視点における監査の結果

計画の策定
概ね適切に処理されていた。

(背景)

「消防組織法」第33条第2項及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成18年7月消防庁告示第33号)第3条第1項に示されている「都道府県が消防広域化推進計画に定める事項」に基づき、三重県の地域特性にも配慮しながら策定している。

計画の素案の策定に当たっては、「三重県消防広域化推進懇話会」での協議と並行して、市長会、町村会、消防長会、消防機関の管理者等、関係者に対し消防広域化の趣旨説明を行うとともに、消防広域化の組合せと考え方について意見交換を行い合意形成に努めていた。

計画内容
○ 計画を取り巻く現状・ニーズを把握した結果を計画に的確に反映しており、また、各種データを用いて消防広域化の効果をわかりやすくするための工夫がされている。

(背景)

計画を取り巻く現状・ニーズを把握した結果を、消防広域化の各段階(ブロック)の考え方等に反映させるとともに、各ブロックの特性や消防本部の想定規模、各ブロックにおける効果と課題についても示している。

また、各種統計資料を計画の随所に用いて、各項目の論拠として引用し、各種データをもとに独自で加工・試算するなどして、広域化の効果等を明示している。

(例)「境界付近における現場到着シミュレーション」、「消防指令センター通信指令要員数の試算」、「旧津市消防本部と久居地区広域消防組合との合併時における人員の推移」、「消防指令センター整備費用の試算」等のデータを用いて消防広域化の効果を示している。

計画の推進方法
● 当該計画では、国が示す平成24年度末の期限までに、8ブロックとすることを当面の目標として掲げているが、広域消防運営計画策定に向けた具体的な協議を進めているのは1ブロックであるので、達成に向けた取組を充実・強化していくことが望ましい。

(背景)

単独消防本部である桑名市と津市を除く6ブロックにおける消防広域化の実現に向けた取組状況は、次つぎのとおり。

伊賀ブロックで消防関係者や学識経験者等を委員として広域化に向けた協議を行う「広域消防運営計画策定委員会」を開催し協議を進めている。

四日市・菰野ブロック及び伊勢志摩ブロックの2ブロックでは、消防本部が広域化についての研究を行う「消防広域化研究会」を開催し、東紀州ブロックでは、広域化に限らず消防における諸課題について意見交換を行う「消防のあり方勉強会」を開催している。

それ以外の2ブロック(鈴鹿・亀山ブロック及び松阪・紀勢ブロック)では、消防の諸課題に関する勉強会の開催に向けて調整中である。

意見
1 目標達成に向けた取組 県は市町が自主的に消防広域化を進めることを尊重し支援を行っているが、取組が進んでいないブロックがあるので、国や他県の動向、また、市町の意向も考慮しつつ、目標達成に向けた取組を充実・強化するなどにより、計画の推進に努められたい。

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	平成19年4月に施行された「がん対策基本法」に基づき、従来からの「三重県がん対策戦略プラン」(16年～)を改訂し、法の定める「都道府県がん対策推進基本計画」として位置づけている。 「しあわせプラン・第二次戦略計画」、「保健医療計画」、「ヘルシーピープルみえ21」、「地域ケア体制整備構想」等の計画と整合を図り、一層のがん対策の充実をめざす。
施策方針・取組方向等	「いかにしてがんにかかる人、がんで死亡する人を少なくするか」ということに対し、「がんにかからない(予防)」、「がんを早期に発見する(検診)」、「質の高い治療が受けられる(治療)」、「がんと共に生きる(予後)」の4つの大きな施策の柱(10本の施策)で取り組み、中でも「放射線療法及び化学療法の推進」、「緩和ケアの推進」、「がん登録の推進」 「相談支援および情報提供の充実」の4項目を重点課題とする。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 341：患者本位の医療の推進 重点 暮らし7：地域医療体制整備の促進
基本計画等の計画体系及び計画期間	がん対策推進基本計画(全国計画)(計画期間：平成19年度～23年度) 三重県がん対策戦略プラン改訂版(計画期間：平成20年度～24年度)
関連する県の計画	三重県保健医療計画(健康福祉部)、ヘルシーピープルみえ21(健康福祉部)、三重県地域ケア体制整備構想(健康福祉部)

計画の策定体制	県担当部局のみで検討	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討		○		○	○		○	○
	県以外の委員を含めた委員会等で検討		○		○	○		○	○

推進組織の体制	県担当部局のみで推進	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進		○		○	○		○	○
	県以外の委員を含めた委員会等で推進		○		○	○		○	○

推進主体	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	県
	○	○	○	○		○	○

県民からの意見聴取・情報提供等		委員会等参加	意見交換会等	パブコメ	情報提供				
					報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ
	策定段階	○		○				○	
	完成時				○			○	
	推進時	○						○	
見直し時							○		

進 行 管 理 ・ 評 価	(進行管理の頻度) 毎年度	(実施内容) 数値目標、施策、事業
	進捗状況の評価	全体目標の達成に向けさまざまな取組を実施している。 理想値を目標値として設定したものについて、現状値と目標値の乖離が大きいものがある。
	実績との乖離が大きい目標	①がん検診受診率 ②未成年者の喫煙率
	直面する課題	・「医療」について、拠点病院を中心に取り組んでいるが、深刻な医師不足等の状況の中、専門人材の確保・育成が進みにくい状況である。 ・「予防」について、生活習慣改善が主な内容であり「ヘルシーピープルみえ21」に基づき必要な取組を進めているが、現状値の把握が5年に1度であり、毎年度把握可能な指標の設定について検討することが望ましい。
	今後の見通し	「地域がん登録」については、現在、平成23年度からの実施に向け検討を進めている。 23年度には、県民健康調査や医療機能実態調査が実施される予定であり、その結果もふまえ、24年度には現計画の評価及び新計画を策定することとしている。

II 各視点における監査の結果

計画の策定

概ね適切に処理されていた。

(背景)

国計画策定時の統計・資料(人口動態統計、地域保健・健康増進事業報告)やパブリックコメント等により、現状及びニーズについて把握し、計画に反映するとともに、関係機関等で構成する「三重県がん対策戦略プラン策定検討部会」において検討を行い、さらに、市町、関係団体等で構成する「三重県がん対策推進協議会」において最終的に協議を行った上で策定している。

計画内容

◎ 各分野、取組ごとに、「現状」、「課題」、「取組内容」、「目標」、「各主体の取組」を整理し記載している。また、表やグラフ、トピックス、図等も交えわかりやすくするための工夫がされている。

● 計画では、施策体系に基づきそれぞれ目標を設定しているが、一部の目標項目は、アンケート調査を実施しないと毎年度の進捗状況が把握できない。また、目標がわかりにくい項目がある。より具体的で、毎年度の進捗状況が確認可能な目標項目の設定を検討することが望ましい。

(背景1)

計画の趣旨、位置づけや基本方針、施策、全体目標等を示した上で、各分野、取組ごとに「現状」、「課題」、「取組内容」、「目標」、「各主体の取組」が整理されて記載されている。また、表やグラフ、トピックス、図等も交えている。

さらに資料編では、全国及び三重県の状況等の統計データを、わかりやすく表やグラフ等で表すとともに、策定時の体制、委員名簿、会議の回数等についても記載し、意思形成過程の透明化を図っている。

(背景2)

計画では施策体系に基づき、それぞれ目標を設定しているが、生活習慣関係の目標項目は、「ヘルシーピープルみえ21」(三重の健康づくり総合計画)の数値目標と同一の目標を設定しており、アンケート調査を実施しないと達成状況が把握できない。

また、「1日あたりの平均脂肪エネルギー比の減少(20-49歳)」の項目については、他の生活習慣関係の目標に比べ、その意味がわかりにくいものとなっている。

計画の推進方法

- 一部の数値目標について、実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向けた取組を充実・強化していくことが望ましい。
- 県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は、県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき適切に処理する必要がある。

(背景1)

「がん検診受診率」は、国の目標値(受診率50%以上)を各県とも踏襲するよう指導があり、理想値を設定したものである。

また、「未成年者の喫煙率低下」についても0%を目標値としており、理想値として設定したものである。

実績との乖離が大きい目標の状況

目標項目	目標値(24年度)	21年度末実績値	状況等
がん検診受診率	各50%以上	胃がん 10.2% 肺がん 17.8% 大腸がん 16.1% 子宮がん 19.4% 乳がん 14.7%	企業等との協働により普及啓発活動を実施しているが目標と大きく乖離
未成年者の喫煙率低下	0%	男 10.3% 女 2.4% (20年度値)	理想値として目標を0%として定めたことによる。

「がん検診受診率」の向上に向けて、県は、実施主体である市町に対し国からの交付税措置が行われていることを説明し、がん検診の予算を確保するように働きかけを行うとともに、複数の企業とがん対策推進に関する協定の締結を行い、リーフレットの作成やがん検診の重要性に関する啓発活動を実施している。また、「ふるさと雇用創出事業」を活用し、NPO法人三重乳がん検診ネットワークと連携を図り、啓発、がん検診に関する資源調査、検診精度の管理の取組を進めている。

(背景2)

当該計画は、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」の平成22年4月改正により「公表義務情報」に位置づけられている。計画や変更された計画は県のホームページに掲載しているが、達成状況・進捗状況については、県のホームページへの掲載や情報公開・個人情報総合窓口での資料等の閲覧を実施していない。

意見

1 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組

当該計画では、施策体系に基づきそれぞれ目標を設定しているが、一部の数値目標について、実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。

また、一部の目標項目については、アンケート調査による把握が必要で、毎年度の進捗状況の把握ができないものや、県民にわかりにくいものもあるので、次期計画策定時においては、より具体的で毎年度の進捗状況が確認可能な目標項目の設定に努められたい。

2 進捗状況等の公表

県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。

④ みえ障がい者福祉プラン・第2期計画	主担当部 健康福祉部
----------------------------	-------------------

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	障がい者が、地域で安心して暮らすことができるよう、県の障がい者保健福祉行政の基本方針を示すとともに、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行等の目標項目を設定して、具体的な施策と必要なサービスの提供体制の確保に関して定める。
施策方針・取組方向等	国から示された三つの基本方針(サービス基盤整備の検証、障害保健福祉圏域ごとのサービス基盤の検証、地域自立支援協議会の活用とその検証)をふまえ、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や活動が保障される社会づくりを県民と協働で推進する。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 344：障がい者保健福祉の推進 重点 暮らし9：障がい者の地域における自立への支援
基本計画等の計画体系及び計画期間	みえ障がい者福祉プラン第2期計画(計画期間：平成21年度～23年度) (当該計画は、下記の2計画を統合した計画となっている。) ・三重県障害者プラン第五次計画(計画期間：平成21年度～23年度) ・三重県障害福祉計画第二期計画(計画期間：平成21年度～23年度)
関連する県の計画	三重県保健医療計画(健康福祉部)、みえ高齢者元気・かがやきプラン(健康福祉部) 三重県教育振興ビジョン(教育委員会)、三重県住生活基本計画(県土整備部)

計画の策定体制	県部局のみで検討	委員 会 の 構 成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者	
	庁内部局横断的組織のみで検討		○		○	○			○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討									

推進組織の体制	県部局のみで推進	委員 会 の 構 成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者	
	庁内部局横断的組織のみで推進		○	○	○	○			○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で推進									

推進主体	県民	企業等	NPO等	関係団体等	国	市町	県
	○	○	○	○		○	○

県民からの意見聴取・情報提供等		委員会等参加	意見交換会等	パブ コメ	情 報 提 供					
					報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等
	策定段階	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	完成時	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	見直し時	○	○	○	○	○	○	○	○	○

進 行 管 理 ・ 評 価	(進行管理の頻度) 毎年度 (実施内容) 数値目標等	
	進捗状況の評価	計画で掲げた33目標のうち、平成21年度末目標値に対して21項目を達成しているが、社会経済情勢の悪化から、当該計画の主要事業であるグループホーム・ケアホームの利用者や障がい者の福祉施設から一般就労への移行者等が目標を達成していない。
	実績との乖離が大きい目標	①児童デイサービス実質利用者 ②短期入所実利用者 ③自立訓練(機能訓練)実利用者
	直面する課題	「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を内容とする「障害者総合福祉法(仮称)」の制定に向けての過渡期であり、次期計画は、新しい制度への円滑な移行に対応した計画にする必要がある。
今後の見通し	国の新たな制度設計が実施されるまでの間、障害者自立支援法の円滑な実施を図る必要がある。国や市町とも連携を密にして、現在の計画の延長も含め、必要な対応を行うこととしている。	

II 各視点における監査の結果

計画の策定
○ 学識経験者、関係障がい者団体や関係機関等の参画を得て、「三重県障害者施策推進協議会」等で検討するとともに、「三重県社会福祉審議会」にも報告した上で策定している。 加えて、市町や事業者の職員を対象にした研修等を開催し、地域の実態やニーズの把握、分析等を多様な主体との協働により実施するなど、策定段階から主な推進主体とともに計画を策定し、計画の実効性の確保にも努めている。

(背景)

「三重県障害者施策推進協議会」やその部会の「県自立支援協議会」、「圏域自立支援協議会」及び市町が運営する「地域自立支援協議会」等で検討するとともに、「三重県社会福祉審議会」にも報告した上で策定している。

また、障がい者の地域移行を円滑に進める上で不可欠である圏域間格差の是正を進めるため、進行管理等を圏域単位で行う圏域計画の策定も行っており、市町や事業者の職員を対象にした「エンパワメント支援研修会」を開催する中で、圏域単位の行政、相談支援・サービス提供事業者等が協議を重ねて、その議論や検討も計画に反映させ、計画内容の共有化を図っている。また、同研修は市町や事業者の職員のモチベーションを高めるなど、人材育成の面でも寄与している。

計画内容
● 当該計画のうち、「三重県障害者プラン」の一部の取組については、進めるべき方向性は示されているものの、具体的な目標が記載されていないので、目標を設定することが望ましい。 ● 計画書に読み上げ機能(音声コード)がなく、障がい者をはじめとする県民に広く理解と協力を得ながら進める計画としては十分でないことから、ユニバーサルデザインの観点にも配慮した計画書の構成とすることが望ましい。

(背景1)

当該計画は、「障害者基本法」に基づく「三重県障害者プラン」と「障害者自立支援法」に基づく「三重県障害福祉計画」を統合した計画であり、国の指針等で取組にかかる数値目標の明記が求められている「三重県障害福祉計画」に関しては、市町や事業者との連携により実態に即した目標設定を行っている。しかし、「三重県障害者プラン」の一部の取組については、他部局が所管する施策・事業の目標が明記されていない。

(背景2)

当該計画は障がい者を対象とした計画であるが、他の自治体等が採用している読み上げ機能(音声コード)が付いていない。

計画の推進方法
● 一部の数値目標について、実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向けて、ハード面だけでなくソフト面を含めた支援を引き続き行うことが望ましい。 ● 県の公表義務情報であるが達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき適切に処理する必要がある。

(背景1)

障がい者支援事業等のサービスに対する報酬単価が低く、事業者等の人材不足が否めない状況の中、当該計画で掲げた33項目の目標値のうち、12項目は達成に至っていない。

障がい者の就労移行や継続に向けた機能訓練等の取組は目標をはるかに上回る実績となったが、リーマンショック以降の社会経済情勢の悪化から、福祉施設から一般就労への移行者は目標の63.5%にとどまっており、関係機関や特別支援教育対策等の担当部局と連携を密にして、さらなる支援に努める必要がある。

実績との乖離が大きい目標の状況

(単位：人)

目標項目	最終目標値 (23年度)	直近目標値 (21年度) (a)	実績値 (21年度) (b)	達成率 (b/a)
児童デイサービス実利用者数	743	692	200	28.9%
短期入所実利用者数	1,104	906	224	24.7%
自立訓練(機能訓練)実利用者見込人数	108	100	40	40.0%

目標を達成していない主要目標の状況

(単位：人)

目標項目	最終目標値 (23年度)	直近目標値 (21年度) (a)	実績値 (21年度) (b)	達成率 (b/a)
グループホーム、ケアホーム実利用者数	1,277	993	863	86.9%
福祉施設から一般就労への移行累計	120	85	54	63.5%

(背景2)

当該計画は「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づく「公表義務情報」である。策定後は計画そのものを県のホームページに掲載しているが、達成状況・進捗状況については、「県障害者施策推進協議会」等への報告のみで、県のホームページへの掲載や情報公開・個人情報総合窓口での資料等の閲覧を実施していない。

意見

1 わかりやすい計画づくりへの取組

一部の取組について目標の設定がされておらず、障がい者に配慮した読み上げ機能等もないことから、次期計画の策定にあたっては、具体的な目標を盛り込むとともに、ユニバーサルデザインにも配慮するなど、計画内容を県民にわかりやすく伝える手法を検討されたい。

2 数値目標の達成に向けた取組

一部の数値目標について、実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより、計画の推進に努められたい。

3 進捗状況等の公表

県の公表義務情報であるが、達成状況、進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。

⑤ ごみゼロ社会実現プラン

主担当部 環境森林部

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	県において「ごみゼロ社会」を実現するため、概ね20年先の将来を見据えて、住民、事業者、行政等地域の各主体が、自らの行動の変革に継続的に取り組むべく、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示す。
施策方針・取組方向等	9つの基本方向(拡大生産者責任の徹底、事業系ごみの総合的な減量化の推進、リユース(再使用)の推進、容器包装ごみの減量・再資源化、生ごみの再資源化、産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進、公正で効率的なごみ処理システムの構築、ごみ行政への県民参画と協働の推進、ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり)に基づき、県・市町・県民・事業者・団体が推進すべき30の基本取組により「ごみゼロ社会」の実現をめざす。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 411：廃棄物対策の推進 舞台 暮らし2：多様な主体が連携・協働して取り組むごみゼロ社会づくりプログラム
基本計画等の計画体系及び計画期間	ごみゼロ社会実現プラン (計画期間：平成17年度～37年度)
関連する県の計画	三重県環境基本計画(環境森林部) 三重県廃棄物処理計画(環境森林部)

計画の策定体制	県担当部局のみで検討	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討		○	○	○	○		○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討		○	○	○	○		○	○

推進組織の体制	県担当部局のみで推進	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進		○	○	○	○		○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で推進		○	○	○	○		○	○

推進主体	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	県
	○	○	○	○		○	○

県民からの意見聴取・情報提供等		委員会等参加	意見交換会等	パブコメ	情報提供				
					報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ
	策定段階	○	○	○	○			○	
	完成時	○	○	○	○	○		○	○
	見直し時	○						○	○

進 行 管 理 ・ 評 価	(進行管理の頻度) 毎年度	(実施内容) 数値目標、施策、各主体の取組
	進捗状況の評価	数値目標のうち特に排出抑制の目標については、既に短期目標を達成しているものの、県民の意識と行動の変化を表す目標については、いずれも短期目標を達成していない。
	実績との乖離が大きい目標	①ものを大切に長く使おうとする県民の率 ②環境に配慮した消費行動をとる県民の率 ③食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率 ④ごみゼロ社会実現プランの認知率
	直面する課題	当該プランの数値目標において、多様な主体の参画・協働の観点から、ごみ減量化やごみ問題に関する県民の意識、行動の変化を表す目標を設定しているが、県民アンケートにおいて、意識と行動の間に依然として大きな隔りがあり、県民のごみ減量化に関する意識が必ずしも行動につながっていない。
今後の見通し	「もったいない」の考え方を中心とした普及啓発運動に取り組むことにより、環境に配慮した生活様式や事業活動をめざしていくこととしている。	

II 各視点における監査の結果

計画の策定

- ◎ 当該計画は、各推進主体の代表者で構成する「ごみゼロ社会実現プラン策定委員会」を中心に計画を策定している。なお、策定にあたっては、計画段階から各主体との意見交換会を実施して、具体的な取組の提案を受け計画に反映させるなど、各推進主体が計画づくりに深くかかわっている。
- 中間案について、パブリックコメントを実施しているが、意見募集期間が「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」に目安として定める期間より短いものとなっていたので、県民参加をより進めるため、今後は30日以上を確保する必要がある。

(背景1)

当該計画では住民、事業者、NPO、行政等の各主体が、自らの行動の変革に継続的に取り組むこととしていることから、それぞれの代表者で構成する「ごみゼロ社会実現プラン策定委員会」において計画の最終決定を行っている。

さらに、住民、事業者からごみゼロ社会実現に向けた意見を聴取するため、また、ごみゼロの取組に関する理解を深めるため「ごみゼロ談義」を県内7地域で各2回実施するとともに、市町の担当者と計画策定に関する情報を共有する「行政連絡会議」を7地域で各2回開催し、その際出された意見や提案された具体的な取組を計画に反映するなど、策定段階から各推進主体が深く参画し策定した計画となっている。

(背景2)

「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」では、意見募集の期間は1か月程度を1つの目安とするとなっていたが、平成17年1月26日～2月14日の20日間でパブリックコメントを実施していた。

なお、18年3月15日付け同指針及び運用方針の改正により、意見募集期間は、募集開始日から起算して30日以上とすることとなった。

計画内容

- ◎ 目標を達成するための具体策を示すため、基本方向に沿って各主体が推進すべき取組事例に、住民や事業者から提案された実践可能なものを取り入れており、県民に関心を持ってもらえるような工夫がされている。

(背景)

「ごみゼロ談義」において、住民や事業者の意見を聴取し、さまざまな立場で積極的に取り組んでいる事例や、成功した取組事例等を計画に掲載しており、県民に関心を持ってもらえるような工夫がされている。

・計画に掲載された取組事例の一部

志摩市における不法投棄対策の事例として、ごみ集積所以外への不法投棄を防ぐため、既存の不法投棄物を事前に全部撤去し、その周りに有刺鉄線や看板を設置したり、他の市町の集積所への排出や不法投棄を防ぐため、住民説明会による啓発やわかりやすいPR等を行うとともに、それらが発生した場合は、徹底した追跡調査を行う。

計画の推進方法

- ◎ 計画策定段階に引き続き、推進段階においても、各推進主体を構成員とする「ごみゼロプラン推進委員会」を設置し、定期的に取り組を検証・評価して公表するなど、PDCAサイクルに基づくマネジメント体制を整備することで、計画の実効性を確保している。
また、毎年定期的に各主体の取組を発表できる場を設けるなど、県民の自主的、主体的なごみ減量化の活性化や広域展開につながるようレベルアップを図っている。
- 一部の数値目標について、中期目標と実績が大きく乖離している項目があるので、目標達成に向けた取組を充実、強化していくことが望ましい。

(背景1)

毎年度、数値目標に関する進捗状況や、事業者、NPO等団体、市町における取組状況を調査し、「ごみゼロプラン推進委員会」において検証・評価し、その結果について公表している。

また、各推進主体間の連携・協働のために、県の各農林(水産)商工環境事務所が主催する「地域ごみゼロ推進交流会」で毎年定期的に各主体の取組を発表するとともに、計画のPRや啓発、先進事例紹介等の研修を行う「ごみゼロ推進セミナー」を開催するなど、県民の自発的、主体的なごみ減量化の取組の活性化や広域展開につながるようレベルアップを図っている。

さらに、当該計画に基づく取組を推進するにあたっての基礎資料とするため、3年ごとに県民アンケートを実施し、ごみに対する県民の日頃の取組や考え方についても調査を行っている。

(背景2)

多様な主体の参画・協働における数値目標を4項目設定しているが、理想値として設定していることもあり、いずれも短期目標を達成していない。

なお、平成27年度の中期目標は下表のとおりとなっている。

実績との乖離が大きい目標の状況

目 標 項 目	短期目標値 (22年度)	実績 (22年度)	中期目標値 (27年度)
ものを大切に長く使おうとする県民の率	80%	59.4%	90%
環境に配慮した消費行動をとる県民の率	60%	41.3%	90%
食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	60%	47.3%	90%
ごみゼロ社会実現プランの認知率	90%	36.8%	100%

意見

1 意見募集期間の適切な確保

計画の中間案についてパブリックコメントを実施しているが、意見募集期間が「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」に定める目安とする期間より短いものとなっていたので、県民参加をより進めるために、次期見直し時においては、指針に定める意見募集期間を確保されたい。

2 数値目標の達成に向けた取組

多様な主体の参画・協働の観点から、ごみの減量化やごみ問題に関する県民の意識、行動の変化を表す目標を設定しているが、中期目標と実績との乖離が大きい項目があるので、目標達成に向けた取組を充実、強化するなどにより計画の推進に努められたい。

⑥ 三重の森林づくり基本計画	主担当部 環境森林部
-----------------------	-------------------

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」をふまえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な社会生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
施策方針・取組方向等	条例で定められた基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参画の推進」の4つ基本方針と9つの基本施策を定め、施策を展開していく。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 225：安心して使える県産材等の提供施策 422：森林のもつ公益的機能の発揮 312：治山・治水・海岸保全対策の推進 重点 暮らし 11：森林再生「三重の森林づくり」
基本計画等の計画体系及び計画期間	三重の森林づくり条例（平成17年10月21日施行） 三重の森林づくり基本計画（計画期間：平成18年度～37年度）
関連する県の計画	三重県環境基本計画（環境森林部） 三重県地域森林計画（環境森林部）

計画の策定体制	県担当部局のみで検討	委員 会 の 構 成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討		○	○	○	○	○	○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討		○	○	○	○	○	○	○

推進組織の体制	○ 県担当部局のみで推進	委員 会 の 構 成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進		○	○	○	○	○	○	○
	県以外の委員を含めた委員会等で推進		○	○	○	○	○	○	○

推進主体	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	県
	○	○	○	○	○	○	○

県民からの意見聴取・情報提供等		委員 会等 参加	意見 交換 会等	パブ コメ	情 報 提 供				
		報道資 料提供	県政 だより	市町 広報誌	関係団体 機関紙	ホーム ページ	パンフ レット等		
	策定段階	○	○	○	○	○	○	○	
	完成時	○	○	○	○	○	○	○	
	見直し時	○	○	○	○	○	○	○	

進 行 管 理 ・ 評 価	(進行管理の頻度) 毎年度 (実施内容) 数値目標及び施策・事業	
	進捗状況の評価	4つの数値目標のうち、「県産材の素材生産量」が目標を達成していない。 また、県民参画に向けた取組については、数値目標は達成している一方、個人や中小企業等の森林づくりがあまり進んでいない状況である。
	実績との乖離が大きい目標	県産材の素材生産量
	直面する課題	世界的な不況、木材価格の低迷、木材需要の減少等の厳しい社会情勢の中、数値目標のうち「県産材の素材生産量」は、実績との乖離が大きい状況である。 地球温暖化の防止や水源かん養等の森林の持つ公益的機能の維持増進を図るには、多様な主体が森林の役割や国産材を利用することの重要性について理解を深め、互いに協働し森林づくりを推進していく必要がある。
	今後の見通し	林業生産活動を通じて森林の多面的機能を発揮させるため、「緑の循環」の拡大に取り組み、安定的な生産供給体制の整備や県産材の需要拡大、間伐を主体とした森林整備を引き続き進める。また、木材のCO ₂ 認証や森林のCO ₂ 吸収量認証による環境貢献度の「見える化」を進め、多様な主体による木づかいや森林づくりを促進し、森林や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供などにより森林環境教育の振興を図ることとしている。

II 各視点における監査の結果

計画の策定
概ね適切に処理されていた。

(背景)

統計資料やパブリックコメント等により現状及びニーズについて把握し計画に反映するとともに、学識経験者、国、市町、関係機関等の代表者で構成する「三重県森林審議会」において検討、協議を行い、県議会での議決を経て策定されている。

計画内容
○ 森林づくりの考え方についてイラスト等を用いて説明するなど、わかりやすくするための工夫がされている。 ● 森林づくりに関係する他の計画との関連や位置付けが示されていないので、計画の位置づけを明確にするためには、体系づけて明記することが望ましい。

(背景1)

三重の森林づくりの考え方である「植える」、「育てる」、「収穫する」という「緑の循環」等について「三重の森林づくり基本計画の体系」、「三重の森林づくり基本計画の基本的な考え方」、「三重の森林づくり基本計画の施策体系」に整理し体系図で示すとともに、「三重の森林づくり」の状況についてイラストを用いてわかりやすく示している。

また、各ページで関連する写真を使用し、数値についてはグラフや図表を用いるとともに、多色刷り印刷で見やすくしているほか、計画のダイジェスト版も作成している。

(背景2)

計画の中では、「森林法」に基づき県が定める「地域森林計画」等との関連や位置付けが記載されていない。

計画の推進方法
● 当該計画は多様な主体で推進されているものの、計画の進捗状況や課題を共有し意見交換を行うなど、各主体が連携して計画を進める体制となっていない。 各推進主体が担う責務は大きいことから、県民等からの意見聴取の機会を設けるなど推進体制のあり方について検討することが必要である。 ● 一部の数値目標について、実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向けた取組を充実・強化していくことが望ましい。 ● 平成21年度実績が、目標値を大幅に上回っている目標項目があるので、目標値の見直しについて検討することが望ましい。 ○ 条例に基づき、毎年、「三重の森林づくり実施状況報告書」を作成し、進捗状況、施策の実施状況について、県民にわかりやすく公表(県ホームページにおいても掲載)している。

(背景1)

推進組織は特に設けておらず、環境森林部森林林業分野3室の職員及び特命監が、計画の推進及び進行管理を行っている。

事業実施段階では、環境森林部長との意見交換会や森林座談会等を行っているものの、推進主体である多様な主体が、計画全体の進捗状況や課題を共有し、意見聴取を行う体制となっておらず、計画の推進体制として十分でない。

(背景2)

数値目標については、当該計画の中で最終目標年度(平成37年度)及び中間目標年度(27年度)の目標値を設定するとともに、計画の進行管理の中で毎年度の目標値を設定し、実績については「県政報告書」及び「三重の森林づくり実施状況報告書」で報告している。

4つの数値目標のうち「県産材の素材生産量」については、中間目標に対する21年度実績の達成率が82%となっている。

一方、21年12月に策定された国の「森林・林業再生プラン」の中で、国産材の利用拡大に向け、32年度の木材自給率を50%以上にするという目標が掲げられたことから、当該計画の数値目標である「県産材の素材生産量」についても、さらに目標数値を引き上げるについて検討している。

実績との乖離が大きい目標の状況

(単位：m³)

目標項目	中間目標 (27年度)(a)	実績値 (21年度)(b)	達成率 (b/a)	備考
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	328,000	269,000	82%	世界的な雇用・経済状況の悪化に伴う日本の木材需要量の減少、また、グローバル化が進展する中でコストに比べ木材価格が低迷している状態が続いていることから、目標と大きく乖離している。

(背景3)

平成21年度実績値が中間目標値を大きく上回っている目標項目があった。

「森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数」

- ・ 中間目標(27年度)：森林環境教育指導者数 500人、活動回数 2,000回(最終目標 3,000回)
- ・ 21年度実績値：森林環境教育指導者数 445人、活動回数 3,499回

(背景4)

「三重の森林づくり条例」に基づき、進捗状況、施策の実施状況について、毎年、「三重の森林づくり実施状況報告書」を作成している。これには写真や図表を加えるなどの工夫がされており、県民にわかりやすい構成となっている。

また、報告書の内容については、県のホームページ(三重の環境と森林)にも「三重の森林づくり実施状況」として毎年度掲載している。

意見

1 関連計画の位置づけ

関連計画との関係が示されていないので、計画の位置づけを明確にし、県民にわかりやすい計画にするという観点から、次回の計画見直し時には体系づけて明記されたい。

2 推進体制のあり方

各推進主体が連携を図りながら計画の推進に向けて取り組める体制となっていないので、森林づくりを社会全体で支えるためにも、県民等からの意見聴取の機会を設けるなど推進体制のあり方について検討されたい。

3 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組

数値目標のうち「県産材の素材生産量」については、実績との乖離が大きい状況にあるので達成に向けた取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。また「森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数」については、実績値が目標値を大きく上回っているため、目標値の設定の見直し等について検討されたい。

⑦ みえの安全・安心農業生産推進方針

主担当部 農水商工部

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	平成6年3月に策定された「三重県環境保全型農業推進基本方針」を見直した計画であり、「有機農業の推進に関する法律」に基づく県の推進計画としても位置づけている。食の安全・安心に関する消費者ニーズや環境に配慮した生産活動への社会的ニーズに応えるため、安全と安心を守る三重の農業を实践し、生産者と消費者がともに支えあう姿をめざすことにより、県民満足度の向上を図る。											
施策方針・取組方向等	本県の農業において、「食の安全・安心を確保する生産管理への取組」や「環境に配慮した持続可能な生産への取組」を一体的に実践する「みえの安全・安心農業」を生産者と消費者がともに支えあうことにより、県民満足度の向上を図るとともに、顔の見える地産地消の確立や市場評価の向上による産地の振興に取り組み、県民から支持される農産物が十分に確保され、安定的に供給できるようにする。											
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 221: 安全で安心な農産物の安定的な農産物の安定的な供給 222: 農林水産資源の高付加価値化 舞台 元気3:食に学び、食を育む環境づくりプログラム											
基本計画等の計画体系及び計画期間	みえの安全・安心農業生産推進方針 (計画期間:平成21年~25年度)											
関連する県の計画	食の安全・安心確保基本方針、三重県食育推進計画、三重県農業経営基盤の促進に関する基本計画、新たな三重の米(水田農業)戦略、三重の農産振興計画、三重県茶業振興指針、三重の野菜振興計画(以上、農水商工部)、三重県危機管理計画(防災危機管理部)											
計画の策定体制	県担当部局のみで検討				委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討											
	県以外の委員を含めた委員会等で検討											
推進組織の体制	県担当部局のみで推進				委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進											
	県以外の委員を含めた委員会等で推進											
推進主体	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	県					
県民からの意見聴取・情報提供等		委員会等参加	意見交換会等	パブコメ	情報提供							
					報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等		
		策定段階	○		○	○				○		
		完成時					○		○	○		
		推進時										
見直し時												
進捗管理・評価	(進行管理の頻度) 毎年度		(実施内容) 数値目標、施策、事業									
	進捗状況の評価	県内産品を購入する人の割合が、平成19年度から21年度にかけて7ポイント低下するなど、生産者側の目標に対し、実績が下回っている。										
	実績との乖離が大きい目標	①産地におけるGAP実施率 ②麦・大豆等作付水田における土づくり実施率 ③県内産品を意識的に購入する人の割合(%)										
	直面する課題	数値目標について、達成率が低いものを中心に十分検証し、今後の取組等につなげていく必要がある。										
今後の見通し	方針の見直しが平成25年度に実施される予定であることから、現在の進捗状況を十分検証し、今後の取組方向について検討することとしている。											

II 各視点における監査の結果

計画の策定

概ね適切に処理されていた。

(背景)

統計資料やパブリックコメント等により、現状及びニーズについて把握し、方針に反映するとともに、学識経験者、消費者団体、小売店等で構成する「みえの人と自然にやさしい農業推進方針検討会」において協議を行った上で策定している。

計画内容

- 当該方針の推進主体である生産者、消費者等の役割分担(各主体の位置づけや消費者の具体的な行動)、計画期間、評価の方法、所管部局等の記載が不十分であるため、明記しておくことが望ましい。
- 当該方針には進捗状況等を情報提供する方法の記載がないので、記載することが望ましい。
- 当該方針で掲げた数値目標のうち「環境保全型農業の取組率」は、5年単位で実施される農林業センサス(平成17年度末)をもとに設定しているために、途中段階における進捗状況が把握できないことから、あらたな数値目標の設定を含めた検討を行うことが望ましい。

(背景1)

消費者に対し、積極的に安全・安心な農産物を購入することを促すことが必要であるが、当該方針で示す消費者の「認知・支持」とはどのような行動であるか、具体的にどこでどのような農産物を買えば良いのかなど、消費者に対して求める行動が示されていない。

また、当該方針の各推進主体(生産者、消費者、県民等)の位置づけ、計画期間、評価の方法、所管部局、取組スケジュール等の具体的な記載がない。

(背景2)

当該方針の推進主体である生産者等の関係者や、方針の取組方向と密接に関係のある消費者対策(生活・文化部)、食育(教育委員会)等の県関係部局へ進捗状況等の情報提供をする方法が明確に示されていない。

(背景3)

当該方針の数値目標は6項目あり、それぞれ取組方向と関連付けて策定されている。

数値目標のうち、「環境保全型農業の取組率」(販売農家数・%)については、農林業センサスをもとに設定されているが、農林業センサスは5年単位で実施することから、最終年度に対する目標達成度は明らかになるものの、途中段階における進捗状況を把握することができない。

※環境保全型農業・・・農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと

※農林業センサス・・・我が国農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、また、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査

計画の推進方法

- 消費者対策や食育等に関する県関係部局との情報共有が十分なされていなかったため、今後は連携を強化し計画の効果的な推進に努めることが望ましい。
- 県の公表義務情報であるが、達成状況、進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき適切に処理する必要がある。
- 一部の数値目標について実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向けた取組を充実・強化していくことが望ましい。

(背景1)

当該方針の推進組織である「みえの安全・安心農業生産推進会議」、「同幹事会」は、関係する部・室(農水商工部9室及び環境森林部1室)で運営している。進捗状況等について、推進主体である生産者や消費者等には、毎年シンポジウムを開催し、進捗状況の報告や意見交換会等を実施しているが、方針の取組方向と密接に関係のある消費者対策(生活・文化部)や食育(教育委員会)等県関係部局への情報提供・共有がなされていない。

(背景2)

当該方針は「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」の平成22年4月改正により「公表義務情報」に位置づけられている。方針や変更された方針はホームページに掲載しているが、達成状況・進捗状況については、ホームページへの掲載・情報公開・個人情報総合窓口での資料等の閲覧とも実施していない。

(背景3)

実績との乖離が大きい目標の状況

目 標 項 目	目標値 (25年度)	実績値 (21年度)	状 況
産地における GAP(※)実施率 (産地数・%)	100%	25%	GAP手法に関する理解は進んでおり、大部分の産地への導入は可能と思われるが、25年度までに100%を達成することは厳しい状況である。
麦・大豆等作付水田における 土づくり実施率 (面積・%)	50%	13%	環境保全の観点から土づくりは進んでいくと思われるが、麦・大豆等の作付は生産調整等農業施策の影響を受ける可能性がある。
県内産品を意識的に購入する 人の割合 (%)	70%	35%	さまざまなプロジェクトにより推進しているものの、アンケート結果に反映されていないため、さらに多角的に推進していく予定である。

※GAP・・・農業生産工程管理(GAP:Good Agricultural Practice)のこと。農業生産現場において、生産者自らが農産物の安全確保、農産物の品質向上、環境保全、労働安全の確保等を達成するために、一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法のことをいう。

意見

1 推進主体の役割分担等の明確化

当該方針の推進主体である生産者、消費者等の役割分担及び計画期間、評価の方法や担当部局等の記載が不十分であるので、方針において明記するよう努められたい。

2 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組

数値目標のうち「環境保全型農業の取組率」について、途中段階における達成状況が把握できないことから、あらたな数値目標の設定も含め適切な進行管理に努められたい。

また、一部の数値目標については、実績との乖離が大きい状況にあるので、達成に向けた取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。

3 県関係部局との連携

消費者対策等に関する県関係部局との情報共有が十分なされていなかったため、今後は連携を強化し計画の効果的な推進に努められたい。

4 進捗状況等の公表

県の公表義務情報であるが、達成状況、進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。

⑧ 三重県観光振興プラン

主担当部 農水商工部

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	新三重観光計画(平成5年策定)に基づいて、リゾート法の推進等施設整備を中心にすえた戦略を見直し、新たな計画として策定した。式年遷宮が行われる25年に向け、三重県がめざすべき姿とその実現に向けた道筋を示す。
施策方針・取組方向等	「観光地は、全国から多くの人々が訪れ、にぎわっている」姿をめざすため、①独自の歴史・文化の保存や環境の保全への配慮・地域資源の活用、②安心して楽しめる観光、③リーディング産業としての観光産業、④持続可能な自律的で個性豊かな観光地づくり、⑤観光振興と県民生活の向上の一体的展開の5つを掲げ、①新しいツーリズムへの対応、②観光産業の高付加価値化への対応、③多様な主体による観光地づくりへの対応の3つの方向で取り組む。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 233:観光・交流産業の振興 重点 絆1:「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策
基本計画等の計画体系及び計画期間	三重県観光振興プラン (計画期間:平成16年度~25年度) 第1期戦略 平成16年11月~19年度 第2期戦略 平成20年度 ~22年度 第3期戦略 平成23年度 ~25年度(予定)
関連する県の計画	「美し国おこし・三重」基本構想・基本計画(政策部)、宮川流域ルネッサンス事業実施計画(政策部)、新道路整備戦略(県土整備部)、環境基本計画(環境森林部)、みえの森林づくり基本計画(環境森林部)他

計画の策定体制	県担当部局のみで検討	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討			○	○	○	○	○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討								

推進組織の体制	県担当部局のみで推進	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	○ 庁内部局横断的組織のみで推進								
	県以外の委員を含めた委員会等で推進								

推進主体	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	県
	○	○	○	○	○	○	○

県民からの意見聴取・情報提供等	委員会等参加	意見交換会等	パブコメ	情報提供					
				報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等
	策定段階	○	○	○			○		
	完成時			○	○		○	○	
	推進時			○			○		
見直し時			○	○		○			

進行管理・評価	(進行管理の頻度) 毎年度	(実施内容) 数値目標、施策・事業
	進捗状況の評価	長引く経済不況や高速道路の休日特別割引制度の実施、県内高速道路一部無料化社会実験の影響による日帰り客の増加等の外的な影響により観光需要が停滞する中、観光入込客数は達成率が99.1%となっている。また、観光客満足度指数は、平成22年度に75.0%以上の目標に対し、21年度実績で59.3%と未達成である。
	実績との乖離が大きい目標	観光客満足度指数
	直面する課題	観光入込客数は順調に伸びているものの、観光客満足度が低下していることから、ますます地域の魅力づくりや地域資源を活かした商品づくりが重要となっており、観光客の期待に応える観光振興の取組を進める必要がある。
	今後の見通し	第2期戦略の推進状況を踏まえ、三重県観光振興条例(仮称)の制定及び当該条例に基づいた次期戦略の策定に向けた検討を進めていくこととしている。

II 各視点における監査の結果

計画の策定

概ね適切に処理されていた。

(背景)

統計資料等により現状及びニーズについて把握し計画に反映するとともに、観光事業者、民間企業等関係者や、学識経験者等で構成する「三重県の観光振興のあり方検討懇話会」において検討を行った上で策定している。

計画内容

- 推進主体の役割分担や進行管理、評価の方法が明確にされていないので、推進主体間で共有するとともに、計画書に明記することが望ましい。

(背景)

当該計画がめざす「観光地は、全国から多くの人々が訪れ、にぎわっている」姿を実現するため、平成18年に観光局を設置するとともに、地域担当及び観光プロデューサーを配置し、市町、関係団体、事業者と連携した取組を進めている。県以外の多様な主体に対しては、観光連盟の会員、ボランティア協議会等のネットワークを活用し、意見聴取や情報提供を行うことで、日常的にニーズ把握、情報共有を行っている。

しかし、各主体の役割分担については、第1期戦略において、「県が総合的な観光行政組織を検討すること。観光関係諸機関の連携体制の整備、役割分担の明確化の必要性」について記載しているが、第2期戦略では明確にされていない。

進行管理・評価については、第1期戦略の実績の確認と評価を第2期戦略策定の際に実施した上で、第2期戦略の巻末に第1期戦略の成果を記載する手法をとっており、第1期戦略の成果をふまえて第2期戦略が策定されたという点が明確になり、県民の視点からもわかりやすく新しい形として評価できる。

また、「三重県観光振興プラン推進会議」、「三重県観光振興プラン推進会議幹事会」において進捗状況の把握、意見交換等を行なっている。

しかし、これらは県職員のみで構成する会議であり、県以外の主体に対しては、進行管理、評価の方法が明確にされていない。

計画の推進方法

- 県の公表義務情報であるが達成状況、進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき適切に処理する必要がある。
- 数値目標のうち、「観光客満足度指数」は、実績との乖離が大きい状況にあるので、達成に向けた取組を充実・強化することが望ましい。

(背景1)

当該計画は「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」の平成22年4月改正により「公表義務情報」に位置づけられている。計画そのものや計画変更に伴う新計画はホームページに掲載しているが、達成状況・進捗状況については、県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口での資料等の閲覧とも実施していない。

なお、県民向けの情報提供については、メディアやイベント等におけるPRを行ったほか、第1期戦略の実績を、第2期戦略の巻末に詳細に記載し、第1期戦略の成果を公表している。

(背景2)

実績との乖離が大きい目標の状況

目 標 項 目	目標値 (22年度)	実績値 (21年度)	達成率
観光客満足度指数	75.0%以上	59.3%	79.1%

「観光客満足度指数」は平成20年度結果と比べ全体で3.9ポイント減少し、18年度から減少傾向となっている。これは、長引く不況や高速道路の休日特別割引制度の実施、県内高速道路一部無料化社会実験の影響(日帰り客の増加や近隣地からの客層が増えたことによる全体の満足度の低下)等の想定外のマイナス要因が大きいことが原因となっている。

意見

1 数値目標達成に向けた取組

数値目標のうち、「観光客満足度指数」は、実績との乖離が大きい状況にあるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより計画の推進に努められたい。

2 多様な主体の積極的な参画

計画がめざす姿を実現するための多様な主体の積極的な参画を促すしくみはあるものの、計画に記載されていないので、推進主体の役割分担や進行管理・評価の方法を明確にして推進主体間で共有するとともに、計画書への記載に努められたい。

3 進捗状況等の公表

県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報総合窓口で公開していないので「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	県民の住生活の安定確保及び向上を図るため、県が目指す住生活の将来像とともに、その実現に向けた手法と、県・市町・県民・住宅関連事業者の各主体の役割分担を明確にし、各主体が主体的に活動するための指針として共有することにより、県民の住生活に関する多様なニーズや地域の実情に応じた施策が、効果的かつ持続的に展開されることを目的とする。
施策方針・取組方向等	4つの基本方針(良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、良好な居住環境の形成、多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定の確保)に基づき、県・市町・県民・住宅関連事業者が連携し、多様な施策を展開する。
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 542 : 快適で安心な住まいづくり 他
基本計画等の計画体系及び計画期間	住生活基本計画(全国計画) (計画期間:平成18年度~27年度) 三重県住生活基本計画 (計画期間:平成18年度~27年度)
関連する県の計画	三重県耐震改修促進計画(県土整備部)、第2次三重県地域住宅計画(県土整備部)他

計画の策定体制	県担当部局のみで検討	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討							○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討								

推進組織の体制	県担当部局のみで推進	委員会の構成	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進							○	
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で推進								

推進主体	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	県
	○	○				○	○

県民からの意見聴取・情報提供等		委員会等参加	意見交換会等	パブコメ	情報提供				
					報道資料提供	県政だより	市町広報誌	関係団体機関紙	ホームページ
	策定段階			○	○			○	
	完成時				○			○	○
	推進時							○	
見直し時									

進行管理・評価	(進行管理の頻度) 毎年実施	(実施内容) 数値目標、施策、役割分担
	進捗状況の評価	①計画の主な目標である「木造住宅の耐震化」等6項目の数値目標が、実績と大きく乖離している。 ②計画で描かれているめざすべき姿の実現に向け、関係部局が連携を密にして、積極的な事業展開を図るためには進行管理の体制等が不十分である。
	実績との乖離が大きい目標	①木造住宅の耐震診断率、②「三重の木」認証材の製材工場からの出荷量、③防災に関し自助の取組を行っている県民の割合、④事前に消費者トラブルを回避するように助言した割合、⑤県営住宅の高齢者対応率、⑥公営住宅供給目標量
	直面する課題	上記実績との乖離が大きい目標の達成に向けた取組を、さらに進める必要がある。 平成23年度に国の計画が変更されることから、県の計画もこれに合わせて見直しを行う必要がある。
	今後の見通し	実績との乖離が大きい数値目標については、いずれも重要なものであることから、今後も多様な主体と連携し、一層の推進を図っていくこととしている。 平成23年度の計画変更に備え、国の動向を注視していく。また、数値目標についても、現在の進捗状況等をふまえて追加・見直しを行い、計画変更時に反映させる予定である。

II 各視点における監査の結果

計画の策定

- 当該計画は、県民が取り組む指針として位置づけ、その役割も大きいこと、また、主な数値目標である「木造住宅の耐震診断率」の進捗が困難であること等から、計画の策定を普及啓発の一つの手段としてとらえ、パブリックコメントの実施にとどまらず、意見交換会等により県民からの意見聴取の機会を設けることが望ましい。
- 素案や最終案について、県関係部局に対して文書による意見照会を行っているが、所管室と関係部局との調整にとどまっている。関係部局が多数あることから、庁内連携による計画の効果的推進を見据え、検討・協議を行う場を設置するなど、一層連携を強化し取り組むことが望ましい。

(背景1)

計画策定が円滑に行われるよう国の考えや留意点を示す国の技術的助言に基づき、「三重県住生活基本計画策定懇話会」や「市町住宅政策会議」において、学識経験者や市町関係者から意見を聴取し計画に反映させているが、懇話会に県民が参画していない。

- ・ 三重県住生活基本計画策定懇話会：学識経験者 6 人(住宅・不動産、障がい者、高齢者、地域政策、社会学等の学識経験者)、コンサルタント 2 人
- ・ 市町住宅政策会議(現)三重県地域住宅協議会)：県(住宅室 4 人)、29 市町の住宅関係担当者)

その他、県民等の意見を反映するために、「住生活基本法」第 17 条に基づき、パブリックコメントを実施し、その結果、43 件の意見が出され計画に反映している。

(背景2)

素案や最終案について、県関係部局(8 部 28 室)に対して文書による意見照会を行うことにより、関連計画との整合を図るとともに、施策や指標への位置づけが必要なものについて提案を求め、提出された意見を計画に反映させている。しかし、それらは所管室と関係部局との調整にとどまっており、必ずしも計画推進体制を見据えた相互に連携した取組や目標設定等を行なうための議論が十分なされた状況とはいえない。

計画内容

- ◎ 当該計画には県の取組を所管する部局が多数あることから、取組ごとに所管部局名を明記し、責任の所在を明らかにするための工夫をしている。
- ほとんどの数値目標が、計画中間時点の目標設定にとどまっており、進捗状況がわかりにくいので、最終年度の目標を設定することが望ましい。
- 数値目標である「公営住宅供給目標量」について、設定根拠が明確に示されておらず、県民にわかりにくいものとなっていることから、設定根拠等も含めた記載を行うことが望ましい。

(背景1)

記載方法は、グラフ、図表、写真や統計を活用するとともに、多色刷とし、概要版も作成している。また、県の取組を所管する部局が多数あることから、取組ごとに所管部局名を明記するなど、わかりやすく具体的な内容となっている。

さらに、資料編では、策定時の体制、委員名簿、会議の回数等についても記載し、意思形成過程の透明化を図っている。

(背景2)

計画期間が、平成 18 年度から 27 年度であるにもかかわらず、全国計画が 22 年度に見直されることや、計画期間が 22 年度までの「県民しあわせプラン第二次戦略計画」から数値目標を抽出したことにより、「公営住宅供給目標量」を除く 14 の数値目標が 22 年度までの目標値となっている。

(背景3)

数値目標のうち「公営住宅供給目標量」については、供給量総数とその内訳の新規整備・建替戸数を目標値として掲げているが、計画には、現時点での充足率や耐用年数等、必要量の根拠に関する数値の記述がない。

計画の推進方法

- ◎ 県ホームページにより、当該計画と併せ各種補助支援制度や相談窓口等の関連情報を総合的に提供しており、計画の推進に向けた普及啓発に工夫が見られる。
- 計画の進捗状況や課題等について、県関係部局や県民等との情報共有が十分なされていなかったため、今後は推進組織の機能強化や県民等が参加できるしくみを構築し計画の一層の推進に努めることが望ましい。
- 県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報相談窓口で公開していないので、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき適切に処理する必要がある。
- 一部の数値目標について、計画中間段階における目標と実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向けた取組を充実・強化していくことが望ましい。
また、平成 21 年度実績が、22 年度目標値を大幅に上回っている目標項目があるので、目標値の見直しを検討することが望ましい。

(背景 1)

法に基づき、計画書や概要版について、県民や関係事業者等に向け情報公開窓口での閲覧や報道機関への資料提供を行っている。さらに、県のホームページ(e-すまい三重)では、計画書や概要版以外に住宅関係の各種事業、補助・支援制度、相談窓口やイベント等の情報を、総合的にわかりやすい形で事業者や県民向けに提供している。なお、他県で同様の総合的情報提供を行っているのは、福島県、宮城県、長野県、山梨県、兵庫県等であったが、宅地開発の関係まで含めた情報提供を行っているのは本県のみである。

(背景 2)

当該計画の推進組織には、県関係部局(8 部 28 室)担当で構成する「住生活関連施策推進会議」と、県と 29 市町の住宅関係施策担当課で構成する「三重県地域住宅協議会」がある。

「住生活関連施策推進会議」については、所管室が、年に 1 回、関係部局に文書で住宅関連制度を紹介し、制度活用の検討と市町への紹介を依頼することで会議開催に代えている。

なお、進捗状況については、毎年、関係部局が県の施策のすべてを含む県政報告書により把握できる状況にあることから、改めて情報共有していない。

また、「住生活関連施策推進会議」と「三重県地域住宅協議会」のいずれの組織にも、県民や住宅関連事業者が参画していない。当該計画では、県民や住宅関連事業者に期待する役割が大きいことから、計画の実施状況等に対する意見交換会等により、計画の一層の推進を図る手法も考えられる。

なお、事業単位では、木造住宅耐震化や居住支援等の関係において、産官学連携や関係団体等を交えた取組を進めており、「住生活基本法」で定めた各主体の連携・協力のもとで、計画を推進する体制づくりが見受けられる。

(背景 3)

当該計画を構成する取組や数値目標は、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」から抽出したもので、その進捗状況は、毎年、県の施策のすべてを含む県政報告書により一元的に提供されている。しかし、当該計画に関連する施策は多数あることから県政報告書のみで、計画の枠組みにおける達成状況を把握することは容易でない。

なお、当該計画は、平成 22 年 4 月に「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」の改正を受け、「公表義務情報」となり、達成状況・進捗状況の公表が義務づけられた。

(背景 4)

- ・ 経済情勢の悪化や国の高い目標値等にあわせたことにより、実績との乖離が大きい 6 項目の数値目標がある。

実績との乖離が大きい目標の状況

目標項目	目標値 (22年度)	実績値 (21年度)	目標値と実績値が大きく乖離した理由
木造住宅の耐震診断率	16.6%	12.6%	国の目標にあわせ設定し、県・市町・民間団体等協働で個別訪問等を行っているが、制度周知に時間を要する。
「三重の木」認証材の製材工場からの出荷量	10,000 m ³	8,668 m ³	厳しい経済情勢等の影響から、新築住宅着工数が減少した。
防災に関して自助の取組を行っている県民の割合	50%	43.9%	過去のトレンドをとらえ設定した目標であり、訓練や自主防災だよりの発行等支援により自助の取組を推進しているものの、十分ではない。
事前に消費者トラブルを回避するように助言した割合	16%	11.4%	過去のトレンドをとらえ設定した目標であるが、厳しい経済情勢等の影響から悪徳商法の手口が巧妙化した。
県営住宅の高齢者対応率	64%	56.7%	あるべき姿を示す理想値として定めたが、工事の際の入居者の理解を得るのに時間を要する。
公営住宅供給目標量	4,476 戸	2,968 戸	財政状況により新規整備や建替えが困難なこと、また、社会情勢より入居者の回転率が低下しているため。

- ・平成21年度実績値が22年度目標値を大きく上回っている2つの目標項目があった。

「e-すまい三重ホームページアクセス数」：22年度目標 320,000件、21年度実績 420,120件

「高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数」：22年度目標 700戸、21年度実績 2,772戸

- ・現在、国は、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価をふまえ、「住生活基本計画(全国計画)」を見直している。県も23年度に全国計画にあわせて見直しを行う予定である。

意見

1 計画策定・推進のしくみ

計画策定・推進段階において、県関係部局との連携や県民からの意見聴取の機会の確保が十分なされていない。計画の特性を十分ふまえ、計画の策定・推進組織の機能の強化や県民等が積極的に参加できるしくみの構築に努められたい。

2 数値目標の適切な設定と達成に向けた取組

数値目標について、計画最終年度の目標設定を行っていないもの、設定根拠が明らかでないものや平成21年度実績値が22年度目標値を大きく上回っているものがあつた。計画の実効性の確保や県民への説明責任といった観点から、計画見直し時には、数値目標の適切な設定や設定根拠の明示に努められたい。

また、一部の数値目標について実績との乖離が大きい項目があるので、達成に向け取組を充実・強化するなどにより、計画の推進に努められたい。

3 進捗状況等の公表

県の公表義務情報であるが、達成状況・進捗状況は県のホームページ、情報公開・個人情報相談窓口で公開していないので、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき公表されたい。

⑩ 県立高等学校再編活性化第三次実施計画	主担当部 教育委員会事務局
-----------------------------	----------------------

I 計画の概要

基本計画等の策定根拠・趣旨・目的	少子化等の社会潮流の変化を教育の環境、条件、内容面における質的向上を図る機会と捉え、県立高等学校の適正規模・適正配置を計画的に推進し、生徒に魅力ある教育環境の実施内容を示す。											
施策方針・取組方向等	広く県民から信頼される高等学校教育とするため、全ての県立高等学校が地域とともに改革を進め特色化・魅力化していくことをめざして、県立高等学校の適正規模・適正配置を進め、学校が進める取組に対して必要な支援を行い、今後行おうとする具体的な実施内容をあらかじめ示す。											
第二次戦略計画の関連施策名 (No.)	施策 122：学校教育の充実											
基本計画等の計画体系及び計画期間	三重県教育振興ビジョン (計画期間：平成 11 年度～22 年度) 三重県教育振興ビジョン第四次推進計画 (計画期間：平成 19 年度～22 年度) 県立高等学校再編活性化基本計画 (計画期間：平成 14 年度～23 年度) 県立高等学校再編活性化第三次実施計画 (計画期間：平成 20 年度～23 年度)											
関連する県の計画	三重県教育振興ビジョン(教育委員会)											
計画の策定体制	県担当部局のみで検討				委員 会 の 構 成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者
	庁内部局横断的組織のみで検討					○	○		○		○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で検討											
推進組織の体制	県担当部局のみで推進				委員 会 の 構 成	県民	企業	NPO 等	関係 団体等	国	市町	学識 経験者
	庁内部局横断的組織のみで推進					○	○		○		○	○
	○ 県以外の委員を含めた委員会等で推進											
推進主体	県民	企業	NPO 等	関係団体等	国	市町	県					
県民からの意見聴取・情報提供等			委員会等参加	意見交換会等	パブ コメ	情 報 提 供						
						報道資料提供	県政 だより	市町 広報誌	関係団体 機関紙	ホーム ページ	パンフ レット等	
	策定段階	○	○	○	○				○	○		
	完成時				○	○			○	○		
	推進時	○	○		○	○			○	○		
見直し時												
進 行 管 理 ・ 評 価	(進行管理の頻度) 毎年度及び適宜 (実施内容) 期間目標など											
	進捗状況の評価	実施計画の期間目標は 3 項目あるが、2 項目が既に達成しており、残る 1 項目も目処がついている。こうした成果には、計画の策定段階から取組の展開や進行管理に至るまで、各地域に「地域協議会」へ教育関係者だけでなく地域の多様な主体が参画し、一貫して関与する体制が大きく寄与している。										
	実績との乖離が大きい目標	—										
	直面する課題	—										
今後の見通し	残る 1 項目についても順調に準備を進めており、計画どおりの達成が見込まれる。											

Ⅱ 各視点における監査の結果

計画の策定

- 保護者や地元関係者等で構成する「地域協議会」での協議に基づいて計画を策定しており、地域の実情やニーズを把握するとともに、計画策定に関する検討を行うことを通して、地域とともに行う県立高等学校の再編や活性化における着実な取組につながっている。

(背景)

「地域協議会」は、県立高等学校が特色化や魅力化を図ることを目指して、地域住民、市町や中学校関係者を含む教育関係者で構成されており、前計画の進捗状況等をふまえ、地域の事情や特性も考慮して、県立高等学校の再編活性化策等を検討し、県教育委員会事務局に対して報告等を行っている。

県教育委員会事務局は、こうした「地域協議会」からの報告書等に基づいて、当該計画の策定を行っており、「地域協議会」が計画の策定段階から、展開や進行管理に至るまで一貫して関与することで計画の実効性を高めている。

計画内容

- 当該計画書には目次がなく、構成等が明確とはいえないことから、県民にわかりにくいものとなっている。教育関係者だけでなく地域住民とともに進める計画として、広く県民に理解を得るためには、施策の背景、現状や課題を記載し、施策の筋立等を示した上で、展開手法や進行管理・評価の方法について記載することが望ましい。
- 活性化に向けた取組については、進むべき方向性は示されているものの、具体的な目標が設定されていない。そのため、進捗状況がわかりにくいことから、受験生、在校生やその保護者等への影響も配慮した上で、目標を設定することが望ましい。

(背景1)

地域とともに県立高等学校の特色や魅力を高める上で、計画書の理解を深めるためにわかりやすい計画書を作成することが望ましいが、当該計画書には目次がなく、施策の背景、現状や課題等の構成が明確でない。また、計画策定主体の連絡先や進行管理・評価の方法等も明記されていない。

(背景2)

当該計画の取組は、適正規模・適正配置に向けた取組と活性化に向けた取組で構成されており、前者については目標の設定を行っているが、後者については、当該計画によって進むべき方向性は示されているものの、目標設定が具体的でない。

計画の推進方法

概ね適切に処理されていた。

(背景)

毎年の進行管理・評価は教育委員会事務局が行っており、その評価は県議会をはじめ、校長会、教育長会等の教育関係者に対し公表している。加えて、地域ごとの進行管理・評価を「地域協議会」でも行っており、協議会ごとに報告書を作成し公開している。

意見

1 進行管理と評価の記載

活性化に向けた取組については、当該計画によって進むべき方向性は示されているものの、目標の設定が具体的でなく、また、進行管理や評価方法の記述がない。

受験生、在校生やその保護者に影響がないよう慎重に判断する必要があるが、次期計画策定時には目標設定、進行管理や評価方法の記載に努められたい。

2 計画書の構成の明瞭化

当該計画は、構成等が明確とはいえないことから、次期計画の策定にあたっては、施策の背景、現状、課題、取組の体系や展開手法を具体的に記載するよう努められたい。

第6 三重県の計画の状況

今回、監査を実施した10計画以外の計画についても、計画策定段階から推進段階までの状況や計画内容等について、補足調査票の提出を求めた。

各部局からの回答結果では、課題やニーズの把握については多様な手法で把握に努めているものの、県民等を直接対象とした外部対象計画(50計画)のうち、計画策定の委員会等への県民の参画は19計画で外部対象計画の38.0%であった(表f参照)。また、達成状況・進捗状況を県民に公表をしなければならない公表義務情報となっている46計画のうち、半数の23計画が公表をしておらず(表o-ii参照)、監査結果と同様に対応を要する計画が見受けられた。

今回、補足調査を実施した計画においても、各計画の目的や特性等を踏まえ、監査結果を計画の策定、推進や見直し時の参考とし、県民の意見を反映するなど計画の実効性の確保を一層図ることが望まれる。

※ 今回の補足調査では、事前に把握した79計画のうち、監査対象計画(10計画)を除く69計画を調査した。監査対象計画(10計画)をあわせた79計画の状況については、以下のとおりである。

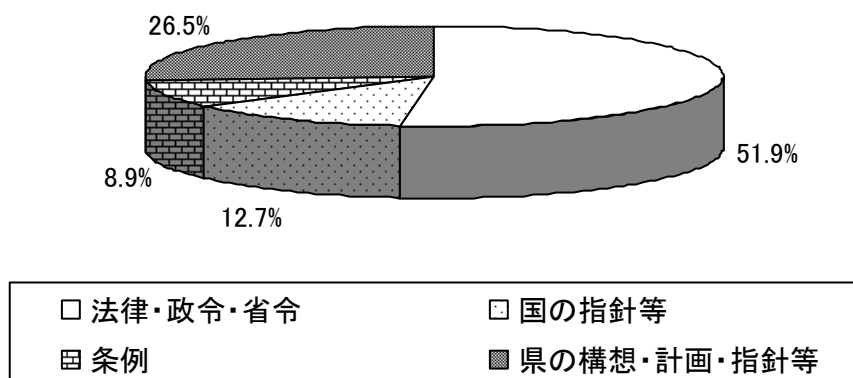
1 計画の概要

(1) 部局別計画数と策定根拠

部局別では健康福祉部、環境森林部及び農水商工部が多く、企業庁は1計画のみであった。

策定根拠については、法律や政令等に基づくものが41計画(51.9%)で最も多く、国の指針等に基づくものが10計画(12.7%)、条例に基づくものが7計画(8.9%)、その他県の構想等に基づくものが21計画(26.5%)であった。

(図 a)計画の策定根拠



(表 a) 部局別計画数と策定根拠

(単位：計画数)

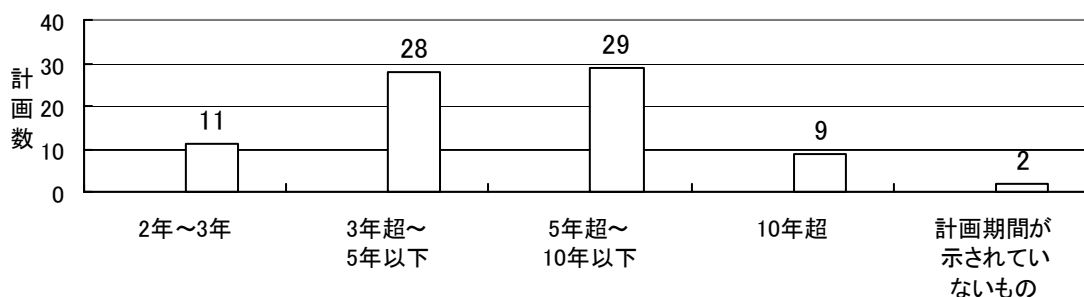
所管部局名	計画数	国の法令・指針等によるもの				県独自のもの			
		法律・政令等		指針等		条例		構想・計画等	
			構成比		構成比		構成比		構成比
政策部	8	3	37.5%	1	12.5%	0	0.0%	4	50.0%
総務部	4	1	25.0%	2	50.0%	0	0.0%	1	25.0%
防災危機管理部	6	3	49.9%	1	16.7%	1	16.7%	1	16.7%
生活・文化部	6	3	50.0%	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%
健康福祉部	15	10	66.6%	3	20.0%	1	6.7%	1	6.7%
環境森林部	13	7	53.8%	2	15.4%	2	15.4%	2	15.4%
農水商工部	14	8	57.2%	1	7.1%	1	7.1%	4	28.6%
県土整備部	5	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%
企業庁	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100%
教育委員会	7	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	42.9%
合計	79	41	51.9%	10	12.7%	7	8.9%	21	26.5%

※ 構成比とは、各項目の対象所管部局に占める割合

(2) 計画期間の状況

計画期間別に見ると、2～3年のものが11計画(14.0%)で、3年超～5年以下のものが28計画(35.4%)、5年超～10年以下のものが29計画(36.7%)と最も多く、10年超のものが9計画(11.4%)、計画期間が示されていないものが2計画(2.5%)であった。

(図 b) 計画期間の状況



(表 b) 計画期間の状況

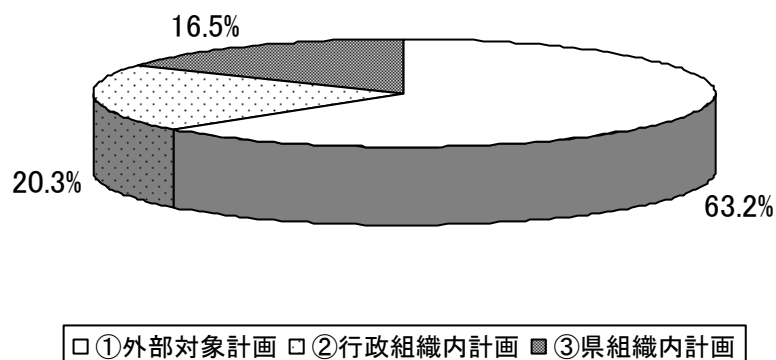
(単位：計画数)

所管部局名	計画数	2年～3年以下		3年超～5年以下		5年超～10年以下		10年超		計画期間が示されていないもの	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
政策部	8	1	12.5%	0	0.0%	6	75.0%	1	12.5%	0	0.0%
総務部	4	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
防災危機管部	6	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%
生活・文化部	6	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
健康福祉部	15	5	33.3%	8	53.3%	2	13.4%	0	0.0%	0	0.0%
環境森林部	13	1	7.7%	4	30.8%	5	38.4%	3	23.1%	0	0.0%
農水商工部	14	1	7.1%	4	28.6%	8	57.2%	1	7.1%	0	0.0%
県土整備部	5	0	0.0%	0	0.0%	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%
企業庁	1	0	0.0%	1	100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
教育委員会	7	0	0.0%	5	71.4%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%
合計	79	11	14.0%	28	35.4%	29	36.7%	9	11.4%	2	2.5%

(3) 計画対象

各計画の計画対象別に見ると、直接県民等を対象とした「外部対象計画」が50計画(63.2%)で、健康福祉部や環境森林部等が所管する計画が多く見られる。また、県や市町等の行政の組織や事務に関する「行政組織内計画」は16計画(20.3%)で、市町等の取組を支援して、間接的に県民サービスの提供を図る計画等であり、防災危機管理部や政策部等が所管する計画であった。県行政内部の組織や事務に関する「県組織内計画」は13計画(16.5%)で、総務部等が所管する計画であった。

(図 c) 計画対象の状況



(表 c) 計画対象の状況

(単位：計画数)

所管部局名	計画数	外部対象計画		行政組織内計画		県組織内計画	
		数	構成比	数	構成比	数	構成比
政策部	8	4	50.0%	3	37.5%	1	12.5%
総務部	4	0	0.0%	0	0.0%	4	100%
防災危機管理部	6	2	33.3%	4	66.7%	0	0.0%
生活・文化部	6	4	66.6%	1	16.7%	1	16.7%
健康福祉部	15	14	93.3%	0	0.0%	1	6.7%
環境森林部	13	9	69.2%	3	23.1%	1	7.7%
農水商工部	14	7	50.0%	3	21.4%	4	28.6%
県土整備部	5	5	100%	0	0.0%	0	0.0%
企業庁	1	0	0.0%	1	100%	0	0.0%
教育委員会	7	5	71.4%	1	14.3%	1	14.3%
合計	79	50	63.2%	16	20.3%	13	16.5%

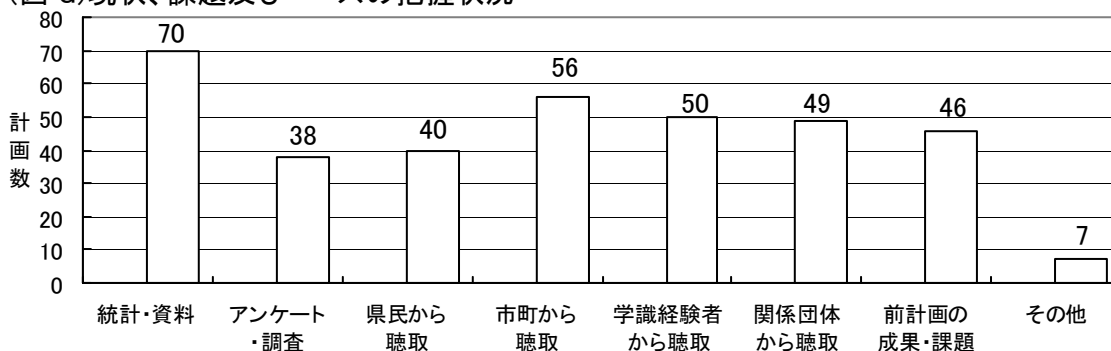
2 計画策定段階の状況

(1) 現状、課題、ニーズ等の把握方法等

現状、課題及びニーズ等の把握の方法を見ると、各種統計・資料によるものが70計画(88.6%)、市町からの意見聴取によるものが56計画(70.9%)、学識経験者からの聴取によるものが50計画(63.3%)などとなっており、多様な手法で把握に努めている。

また、前計画の成果や課題を把握・分析し、新しい計画の策定等に活用している計画は、46計画(58.2%)であった。

(図 d) 現状、課題及びニーズの把握状況



(表 d) 計画対象別—現状、課題及びニーズの把握状況 (※複数回答あり) (単位：計画数)

計画対象	計画数	統計・資料	アンケート・調査	県民から聴取	市町から聴取	学識経験者から聴取	関係団体から聴取	前計画の成果・課題	その他
外部対象計画	50	49	29	32	37	40	35	30	2
行政組織内計画	16	13	2	5	15	5	7	8	4
県組織内計画	13	8	7	3	4	5	7	8	1
計画総数	79	70	38	40	56	50	49	46	7
割合	100%	88.6%	48.1%	50.6%	70.9%	63.3%	62.0%	58.2%	8.9%

※ 割合とは、各項目の全計画に占める割合

(2) 計画策定体制

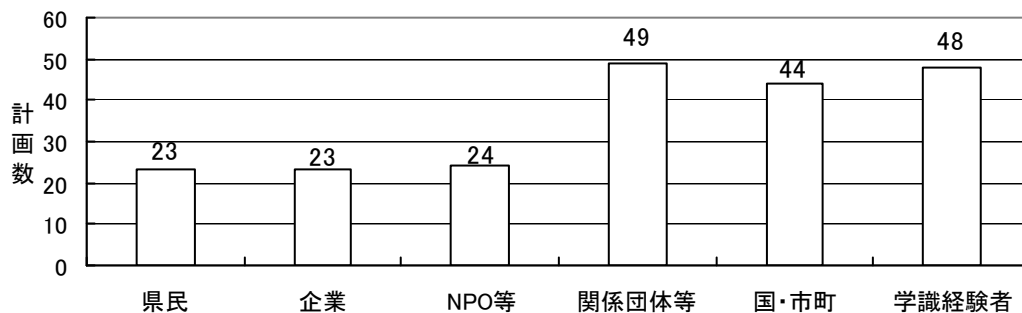
計画の策定体制を見ると、所管部局のみで策定しているものは13計画(16.5%)、所管部局及び県関係部局で策定しているものが11計画(13.9%)、庁外組織を含めて策定しているものは55計画(69.6%)で最も多く、その内訳は審議会によるものが24計画、委員会等によるものが31計画であった。

(表 e) 計画対象別—計画策定体制の状況 (単位：計画数)

計画対象	計画数	所管部局のみ		所管部局及び県関係部局		庁外組織を含め策定		
		構成比	構成比	審議会	委員会等	構成比		
外部対象計画	50	6	12.0%	1	2.0%	23	20	86.0%
行政組織内計画	16	6	37.5%	3	18.7%	0	7	43.8%
県組織内計画	13	1	7.7%	7	53.8%	1	4	38.5%
計画総数	79	13	16.5%	11	13.9%	24	31	69.6%

また、庁外組織(委員会等)のメンバー構成の状況を見ると、関係団体等が49計画(62.0%)、学識経験者が48計画(60.8%)、国・市町が44計画(55.7%)と多く、NPO等は24計画(30.4%)、県民や企業はともに23計画(29.1%)であった。

(図 f) 委員会等のメンバー構成の状況



(表 f) 計画対象別—委員会等のメンバー構成の状況(※複数回答あり、県職員除く)

(単位：計画数)

計画対象	計画数	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
外部対象計画	50	19	21	23	37	9	27	39
行政組織内計画	16	2	1	0	5	2	5	5
県組織内計画	13	2	1	1	7	0	1	4
計画総数	79	23	23	24	49	11	33	48
割合	100%	29.1%	29.1%	30.4%	62.0%	13.9%	41.8%	60.8%

(表 g) 計画対象別—庁内の計画検討体制の状況(※複数回答あり)

(単位：計画数)

計画対象	計画数	検討会等を設置	意見照会	必要なし
外部対象計画	50	29	19	2
行政組織内計画	16	5	9	2
県組織内計画	13	8	3	2
計画総数	79	42	31	6
割合	100%	53.2%	39.2%	7.6%

※ 意見照会には、協議等も含む。

(3) 県民からの意見聴取・情報提供等

県民からの意見聴取と情報提供等の状況を見ると、パブリックコメントを行ったものは43計画(54.4%)、次いで、県のホームページを活用して情報提供しているものが36計画(45.6%)、報道機関への資料提供が28計画(35.4%)、意見交換会等が26計画(32.9%)などであった。

(表 h) 計画対象別—県民からの意見聴取・情報提供等(※複数回答あり)

(単位：計画数)

計画対象	計画数	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供						
					報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等	その他
外部対象計画	50	15	20	34	23	4	2	4	29	12	1
行政組織内計画	16	2	3	6	2	1	0	1	3	1	0
県組織内計画	13	2	3	3	3	0	0	1	4	1	0
計画総数	79	19	26	43	28	5	2	6	36	14	1
割合	100%	24.1%	32.9%	54.4%	35.4%	6.3%	2.5%	7.6%	45.6%	17.7%	1.3%

3 計画の内容

(1) 計画の記載内容

計画の記載内容を見ると、目標及び具体的取組に関する記載をしているものともに68計画(86.1%)、推進主体は51計画(64.6%)、推進体制・組織は40計画(50.6%)と記載内容の上位を占めており、この傾向は外部対象計画の方が顕著であった。

また、行政組織内計画及び県組織内計画では、県民の参画は少なく、また、進行管理や評価の方法についても、記載していない計画が多い。

(表 i) 計画対象別一計画記載内容 (※複数回答あり)

(単位:計画数)

計画対象	計画数	目標	推進主体	推進体制・組織	県民参画	具体的取組	スケジュール
外部対象計画	50	45	38	29	23	45	16
行政組織内計画	16	13	7	4	1	14	6
県組織内計画	13	10	6	7	0	9	1
計画総数	79	68	51	40	24	68	23
割合	100%	86.1%	64.6%	50.6%	30.4%	86.1%	29.1%

計画対象	計画数	進行管理	評価の方法	計画見直し	策定組織	会議の開催状況	その他
外部対象計画	50	24	19	22	20	18	7
行政組織内計画	16	3	1	2	1	1	1
県組織内計画	13	2	1	2	0	0	0
計画総数	79	29	21	26	21	19	8
割合	100%	36.7%	26.6%	32.9%	26.6%	24.1%	10.1%

(2) 目標の設定

79計画のうち目標を設定しているものは68計画あり、目標の設定状況を見ると、計画の最終年度のみを設定しているものが42計画(61.8%)、毎年度目標設定を行っているもの、中間時点及び最終年度に設定を行っているものは、ともに9計画(13.2%)であった。

(表 j) 計画対象別一目標の設定状況 (※複数回答あり)

(単位:計画数)

計画対象	目標設定計画	毎年度設定		中間時点及び最終年度		最終年度のみ		その他	
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
外部対象計画	45	6	13.3%	6	13.3%	30	66.7%	8	17.8%
行政組織内計画	13	1	7.7%	1	7.7%	8	61.5%	3	23.1%
県組織内計画	10	2	20.0%	2	20.0%	4	40.0%	2	20.0%
数値目標設定計画数	68	9	13.2%	9	13.2%	42	61.8%	13	19.1%

4 計画推進段階の状況

(1) 計画推進体制

計画の推進主体を見ると、すべての計画で県を推進主体の一つとして位置づけており、市町も49計画(62.0%)であり、行政機関を推進主体の一つとして位置づけている計画が多い。行政機関以外で推進主体として位置づけられているものは、関係団体等が38計画(48.1%)、県民が30計画(38.0%)、企業が27計画(34.2%)、NPO等が23計画(29.1%)であった。

(表k) 計画対象別—計画に係る推進主体の状況 (※複数回答あり)

(単位：計画数)

計画対象	計画数	県民	企業・関係機関等			国	市町	県	その他
			企業	NPO等	関係団体等				
外部対象計画	50	30	27	23	34	10	38	50	4
行政組織内計画	16	0	0	0	4	4	11	16	0
県組織内計画	13	0	0	0	0	0	0	13	2
計画総数	79	30	27	23	38	14	49	79	6
割合	100%	38.0%	34.2%	29.1%	48.1%	17.7%	62.0%	100%	7.6%

また、推進組織の状況を見ると、所管部局のみで推進しているものは23計画(29.1%)、部局横断的組織のみで推進しているものは26計画(32.9%)、委員会等を設置して推進しているものは30計画(38.0%)であった。

(表l) 計画対象別—推進組織の状況

(単位：計画数)

計画対象	計画数	所管部局のみで推進		部局横断的組織のみで推進		委員会等設置 (県職員以外のメンバー含む)	
		構成比	構成比	構成比	構成比		
外部対象計画	50	14	28.0%	13	26.0%	23	46.0%
行政組織内計画	16	5	31.3%	5	31.3%	6	37.4%
県組織内計画	13	4	30.8%	8	61.5%	1	7.7%
計画総数	79	23	29.1%	26	32.9%	30	38.0%

委員会等を設置している計画(30計画)のうち、そのメンバー構成の状況を見ると、関係団体等及び市町がともに25計画(83.3%)、学識経験者が21計画(70.0%)と多く、県民は13計画(43.3%)、企業は9計画(30.0%)であった。

(表m) 計画対象別—委員会等設置の状況とメンバー構成(※複数回答あり、県職員除く)

(単位：計画数)

計画対象	委員会等設置画数	県民	企業	NPO等	関係団体等	国	市町	学識経験者
外部対象計画	23	11	8	14	20	6	21	18
行政組織内計画	6	1	1	0	4	2	4	2
県組織内計画	1	1	0	1	1	0	0	1
計画総数	30	13	9	15	25	8	25	21
割合	—	43.3%	30.0%	50.0%	83.3%	26.7%	83.3%	70.0%

(2) 進行管理・評価

進行管理・評価を見ると、進行管理を毎年度実施しているものは64計画(81.0%)、計画の中間時点に実施しているものは3計画(3.8%)、随時実施しているものは12計画(15.2%)であり、実施していない計画はなかった。

(表 n) 計画期間別—進行管理の実施状況

(単位：計画数)

計画期間	計画数	毎年度		計画の中間時点		随時	
			構成比		構成比		構成比
2年～3年以下	11	9	81.8%	0	0.0%	2	18.2%
3年超～5年以下	28	25	89.2%	1	3.6%	2	7.2%
5年超～10年以下	29	23	79.3%	2	6.9%	4	13.8%
10年超	9	6	66.7%	0	0.0%	3	33.3%
計画期間が示されていないもの	2	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%
計画総数	79	64	81.0%	3	3.8%	12	15.2%

進行管理の内容を見ると、数値目標により進行管理を行っているものが58計画(73.4%)、期間目標など数値以外の目標によるものが29計画(36.7%)、その他の方法によるものが10計画(12.7%)であった。

(表 o-i) 計画期間別—進行管理の内容(※複数回答あり)

(単位：計画数)

計画期間	計画数	目 標		その他
		数値目標	数値以外の目標	
2年～3年以下	11	10	3	1
3年超～5年以下	28	22	9	3
5年超～10年以下	29	20	10	5
10年超	9	5	6	1
計画期間が示されていないもの	2	1	1	0
計画総数	79	58	29	10
割合	100%	73.4%	36.7%	12.7%

計画の達成状況・進捗状況の県民等への公表状況を見ると、公表しているものは41計画(51.9%)であり、残り38計画(48.1%)は公表していない。さらに、「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」に基づく公表義務情報に該当するものは46計画あるものの、達成状況・進捗状況の公表をしていないものはその半数である23計画であった。

(表 o-ii) 計画対象別—進捗状況の公表の状況

(単位：計画数)

計画対象	計画数		公表義務情報の対象計画		左記以外の計画	
		構成比		構成比		構成比
公表している計画	41	51.9%	23	56.1%	18	43.9%
公表していない計画	38	48.1%	23	60.5%	15	39.5%
計画総数	79	100%	46	58.2%	33	41.8%

(3) 計画見直し

計画の見直し状況を見ると、見直しが必要な計画は45計画あり、重要な項目の見直しが必要なものは13計画(16.5%)、軽微な項目の見直しが必要なものは34計画(43.0%)であった。また、見直しが必要な45計画のうち、18計画(40.0%)は必要が生じた時点、30計画(66.7%)は次期の見直し時点で対応(予定を含む)している。

(表 p-i) 計画期間別一計画見直しの実施状況(※複数回答あり)

(単位:計画数)

計画期間	計画の見直しの必要性					
	見直しが必要				見直しの必要なし	
	重要項目		軽微な項目			
	構成比		構成比		構成比	
2年～3年以下	1	9.1%	5	45.5%	6	54.5%
3年超～5年以下	6	21.4%	11	39.3%	12	42.9%
5年超～10年以下	2	6.9%	12	41.4%	14	48.3%
10年超	4	44.4%	5	55.6%	1	11.1%
計画期間が示されていないもの	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%
計画総数	13	16.5%	34	43.0%	34	43.0%

計画期間	見直しが必要な計画数	見直しが必要な計画の見直し時期					
		必要性が生じた都度		次期見直し時点		時期未定	
			構成比		構成比		構成比
2年～3年以下	5	0	0.0%	5	100%	0	0.0%
3年超～5年以下	16	10	62.5%	7	43.8%	0	0.0%
5年超～10年以下	15	5	33.3%	12	80.0%	0	0.0%
10年超	8	2	25.0%	6	75.0%	1	12.5%
計画期間が示されていないもの	1	1	100%	0	0.0%	0	0.0%
計画総数	45	18	40.0%	30	66.7%	1	2.3%

※ 次期見直し時点は、次期計画の策定も含む。

(表 p-ii) 計画期間別一計画見直しの内容(※複数回答あり)

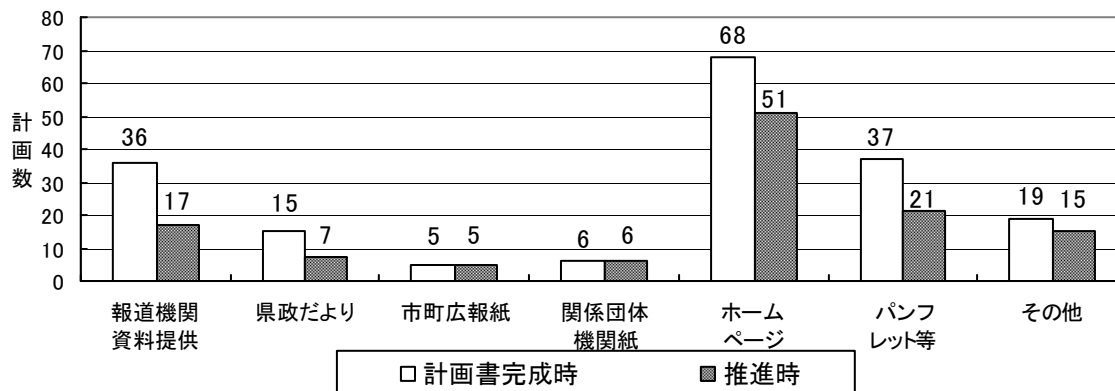
(単位:計画数)

計画期間	計画数	見直し実施計画数	見直し内容			
			体系	数値目標	施策・事業	その他
2年～3年以下	11	3	1	1	2	0
3年超～5年以下	28	12	3	4	6	0
5年超～10年以下	29	11	2	3	7	2
10年超	9	7	4	2	1	1
計画期間が示されていないもの	2	1	0	0	1	0
計画総数	79	34	10	10	17	3
割合	100%	43.0%	32.3%	32.3%	54.8%	9.7%

(4) 県民からの意見聴取・情報提供等

県民への情報提供の状況を見ると、計画書完成時にはホームページへの掲載が 68 計画 (86.1%)、報道機関への資料提供が 36 計画 (45.6%)、パンフレット等の作成が 37 計画 (46.8%) などとなっているが、推進時には計画書完成時より低くなり、ホームページへの掲載が 51 計画 (64.6%)、パンフレット等の作成は 21 計画 (26.6%) などであった。

(図 q) 県民への情報提供等



(表 q) 推進段階における県民からの意見聴取・情報提供等(※複数回答あり) (単位：計画数)

	委員会等参加	意見交換会等	パブリックコメント	情報提供						
				報道機関資料提供	県政だより	市町広報紙	関係団体機関紙	ホームページ	パンフレット等	その他
計画書完成時	—	—	—	36	15	5	6	68	37	19
割合	—	—	—	45.6%	19.0%	6.3%	7.6%	86.1%	46.8%	24.1%
推進時	13	20	5	17	7	5	6	51	21	15
割合	16.5%	25.3%	6.3%	21.5%	8.9%	6.3%	7.6%	64.6%	26.6%	19.0%

(参考) 「各種基本計画等」の一覧表

担当 部局	担 当 室	計画 番号	計 画 名
政 策 部	土地・資源室	1	三重県国土利用計画(第四次)
		2	三重県新エネルギービジョン
	市町行財政室	3	三重県権限移譲推進方針
	地域づくり支援室	4	宮川流域ルネッサンスビジョン・基本計画* 宮川流域ルネッサンス事業 第3次実施計画
		5	三重県離島振興計画
		6	三重県過疎地域自立促進方針 三重県過疎地域自立促進計画*
	情報政策室	7	三重県 I T利活用の基本方針
	「美し国おこし・三重」推進室	8	「美し国おこし・三重」基本構想 「美し国おこし・三重」基本計画 「美し国おこし・三重」三重県基本計画*
総 務 部	経営総務室	9	みえ経営改善プラン(改定計画)
	人材政策室	10	次世代育成のための行動計画(三重県・特定事業主行動計画)
		11	三重県庁 ISO14001
	管財室	12	第2次県有財産利活用計画
防 災 危 機 管 理 部	消防・保安室	13	三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画
		14	三重県消防広域化推進計画
	防災対策室	15	三重県広域防災拠点施設基本構想
	地震対策室	16	第2次三重地震対策アクションプログラム
		17	三重県地震対策緊急整備事業計画
		18	第3次地震防災緊急事業五箇年計画
生 活 ・ 文 化 部	文化振興室	19	第2次三重県生涯学習振興基本計画
		20	史跡斎宮跡東部整備基本計画書
	交通安全・消費生活室	21	三重県交通安全計画
		22	三重県消費者施策基本指針
	人権・同和室	23	三重県人権施策基本方針 人権が尊重される三重をつくる行動プラン*
	男女共同参画・NPO室	24	三重県男女共同参画基本計画(改訂版)
健 康 福 祉 部	健康福祉総務室	25	三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画
	薬務食品室	26	みえメディカルバレー構想 第2期実施計画
		27	三重県動物愛護管理推進計画
	健康づくり室	28	三重の健康づくり総合計画 ヘルシーピープルみえ・21
		29	三重県がん対策戦略プラン 改訂版
		30	三重県自殺対策行動計画
	医療政策室	31	地域医療再生計画
		32	三重県保健医療計画(第4次改訂)
	長寿社会室	33	みえ高齢者元気・かがやきプラン(改訂版)
	障害福祉室	34	みえ障がい者福祉プラン・第2期計画(三重県障害者プラン第五次計画、 三重県障害福祉計画第二期計画)
	こども未来室	35	三重県次世代育成支援行動計画
	こども家庭室	36	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画
		37	三重県ひとり親家庭等自立促進計画
		38	健やか親子いきいきプランみえ
健康福祉総務室、医療政策室、 県立病院改革プロジェクト、 病院事業庁県立病院経営室	39	三重県立病院改革プラン	

担当 部局	担 当 室	計画 番号	計 画 名
環 境 森 林 部	環境森林総務室	40	三重県環境基本計画* 三重県環境基本計画推進計画(アクションプラン)
	地球温暖化対策室	41	三重県地球温暖化対策推進計画(改定)
		42	三重県庁地球温暖化対策率先実行計画
	水質改善室	43	生活排水処理アクションプログラム
		44	第6次総量削減計画
		45	三重県水道整備基本構想
		46	四日市地域公害防止計画
	ごみゼロ推進室	47	ごみゼロ社会実現プラン
	廃棄物対策室	48	三重県廃棄物処理計画
		49	三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
	森林・林業経営室	50	三重の森林づくり基本計画
	自然環境室	51	第10次鳥獣保護事業計画
52		特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)第2期	
農 水 商 工 部	農業経営室	53	三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標
		54	三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
	マーケティング室	55	三重県食育推進計画
	農産物安全室	56	三重県食の安全・安心確保基本方針 三重県食の安全・安心確保行動計画*
		57	三重県卸売市場整備計画(第8次)
		58	みえの安全・安心農業生産推進方針
	農畜産室	59	三重県果樹農業振興計画
		60	三重県酪農・肉用牛生産近代化計画
		61	家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画
		62	第八次三重県家畜及び鶏の改良増殖計画
	農地調整室	63	三重県農業振興地域整備基本方針
	水産資源室	64	栽培漁業基本計画
	科学技術・地域資源室	65	三重県科学技術振興ビジョン
	観光・交流室	66	三重県観光振興プラン
県 土 整 備 部	道路整備室、高速道・道路企画 室、都市政策室	67	新道路整備戦略
	河川・砂防室	68	三重県河川整備戦略
	港湾・海岸室	69	三重県海岸整備アクションプログラム
	住宅室	70	三重県住生活基本計画
	建築開発室	71	三重県耐震改修促進計画
企 業 庁	企業総務室	72	三重県企業庁長期経営ビジョン 三重県企業庁中期経営計画*
教 育 委 員 会	教育総務室	73	三重県教育振興ビジョン 第一次・第二次・第三次・第四次
	教育改革室	74	県立高等学校再編活性化 第三次実施計画
	人材政策室	75	三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」
	特別支援教育室	76	県立特別支援学校整備 第一次実施計画
	人権・同和教育室	77	三重県人権教育基本方針
	社会教育・文化財保護室	78	第二次 三重県子ども読書活動推進計画
	スポーツ振興室	79	第6次三重県スポーツ振興計画

※ゴシック体で記述した計画が監査対象、その他は書面による補足調査を実施

※なお、計画番号4、6、8、23、40、56、72の計画については、整理の都合により補足調査を、*の付している方で実施した。

平成 22 年度行政監査
「各種基本計画等について」
結果報告書

平成 23 年 2 月 発行

三重県監査委員事務局

〒 514-8570 津市広明町13

TEL 059-224-2924

FAX 059-224-2220

<http://www.pref.mie.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.jp